

# 黎明期の日本古代木簡

市 大樹

The Dawn of Ancient Japanese Wooden Tablets

ICHI Hiroki

はじめに

- ① 日本最古級の木簡
- ② 法隆寺金堂釈迦三尊像台座の墨書銘
- ③ 百濟を中心とする朝鮮半島からの影響
- ④ 黎明期の日本古代木簡

おわりに

【論文要旨】

日本最古級の木簡の再検討、法隆寺金堂釈迦三尊像台座墨書銘の再釈読、百濟木簡との比較研究などを通じて、日本列島における木簡使用の開始および展開について検討を加え、次のような結論を得た。

① 日本列島における木簡使用は、王仁や王辰爾の伝承が示唆するように、百濟を中心とする朝鮮半島から渡来した人々を通じて、早ければ五世紀代に、遅くとも六世紀後半には開始された。具体的な証拠物によっては裏づけられないが、『日本書紀』の記事やその後の状況などを総合すると、王都とその周辺部、屯倉を中心とした地方拠点で、限定的に使用されるにとどまると推定される。当該期には、主として物や人の管理に関わって、音声では代用できない事項を中心に、記録木簡が先行する形で使用されたと推測される。

② 六四〇年代頃になると、ある程度木簡が普及するようになり、発掘調査によって木簡の存在を確かめることができるようになる。しかし、木簡が出土している場所は、基本的に飛鳥・難波といった王都とその周辺部にとどまり、依然として大きな広がりは認められない。出土点数も微々たるものにとどまっている。とはいえ、文書・記録・荷札・付札・習書・その他の木簡が存在しており、その後につながる木簡使用が認められる点は重要である。ただし、木簡の内容を具体的にみると、その後の木簡と比べて、典型的な書式にもとづいて記載されたものが少なく、やや特殊な場面で使用された木簡の比率が高い。これらのことは、日常的な行政の場面で木簡を使用する機会が、のちの時代よりも少なかったことを意味している。

③ 天武朝（六七二―七八六）になると、木簡の出土点数が爆発的に増大し、紀年銘木簡も天武四年（六七五）以後連続して現れるようになる。木簡が出土する遺跡も、王都とその周辺部に限られなくなり、地方への広がりも顕著に認められる。木簡の種類・内容に注目すると、荷札木簡が目立つようになり、前白木簡など上申の文書木簡も多く使用されている。また、記録木簡や習書木簡も頻用された。ただし、下達の文書木簡はあまり使われなかった。こうした木簡文化の飛躍的發展をもたらした背景として、日本律令国家の建設にともなう地方支配の進展・文書行政の展開があった。天武朝とそれに続く持統朝（六八七―九七）には、日本と中国（唐）との間に国交はなく、新羅との直接交渉を通じて、さらに渡来人の子孫や亡命百濟人などの知識を総動員しながら、国づくりが進められた。そのため、当該期の木簡には、韓国木簡の影響が色濃い。

④ 大宝元年（七〇一）になると、約三〇年ぶりとなる遣唐使の任命（天候不順のため、派遣は翌年に延期）、大宝律令の制定・施行、独自年号（大宝）の使用などがおこなわれ、従来のような朝鮮半島を経由して中国の古い制度を学ぶのではなく、同時代の最新の中国制度を直接摂取しようとする志向が強くなっていく。これにともなう、木簡の表記・書式・書風などの面で、同時代の唐を模倣する動きが現れ、かつての朝鮮半島からの直接的な影響がやわらぐ。

【キーワード】 日本最古級の木簡、法隆寺金堂釈迦三尊像台座の墨書銘、百濟木簡

## はじめに

日本列島における文字使用の開始とその実態について、出土資料をもとに議論が積み重ねられている。議論に際しては、文字の使用は外部との通交を契機として開始されたが、文字の内訖化は自然発生的に徐々に浸透するものではなく、政治的技術として一挙に始まった、とみる神野志隆光氏のような視点<sup>(1)</sup>をもつことが重要であると考ええる。

日本列島における初期の文字資料として、金印「漢委奴国王」(五七年)、銅銭「貨泉」(一四―二五年)、銅鏡の銘文などが知られる。しかし、これらは大陸からの伝来品であり、日本列島における文字使用を考える直接の素材とはならない。近年、三雲遺跡(福岡県前原市)、片部遺跡(三重県松阪市)をはじめ、列島各地で文字が記された二、四世紀の土器が発見されている<sup>(2)</sup>。しかしながら、平川南氏や東野治之氏らが指摘するよう<sup>(3)</sup>に、これらは一文字だけしか書かれておらず、狭義の文字というよりは、むしろ記号として捉えるべきものである。また、柳町遺跡(熊本県玉名市)から出土した四世紀初頭頃の木製短甲留具には、横方向に四文字相当の墨書が認められ、一番最後(左端)は「田」字のようにもみえる。だが東野氏が指摘するように、四文字からなる意味のある文章ないし語句を書くとするは、縦方向に文字を記すべきであるが、これは横方向になっており、狭義の文字が記されたものとはいえない。

日本列島で文字が確実に使用されたのは五世紀以後である。稲荷台古墳(千葉県市原市)出土鉄剣銘、稲荷山古墳(埼玉県行田市)出土鉄剣銘、江田船山古墳(熊本県菊水市)出土鉄刀銘が、五世紀の代表的事例である。三上喜孝氏が森下章司氏の見解を援用しながら述べているように、五世紀代の文字は、刀剣・鏡といった呪術性を備えた器物に、系譜表現や功績の顕彰・吉祥句などを刻んで、下賜品・贈答品として各地域の支配層

に伝播するという特徴をもち、「政治的儀礼」の場と不可分な文字であったと考えられる<sup>(4)</sup>。

日本列島において、三上氏の言葉を借りるならば「統治手段としての文字」が明確に現れるのは七世紀頃である。それを示す指標となるのが、墨書された木片、すなわち木簡に他ならない。日本古代国家の完成形態ともいべき律令国家は、文書行政のシステムに則って国家機構を運営し、人民を統治する体制をとったが、紙の文書のみならず、木簡を大量に使用した。木簡は日常的な行政の場で使用されることが多く、それだけに文字の普及度合いを考える上で格好の素材となる。

現在、日本における木簡の出土点数は、小断片や削屑も含めて三十八万点以上にも達するが、確実には七世紀以後の木簡しか確認されていない。これに対して韓国では、約七〇〇点の木簡しか出土していないにもかかわらず、六世紀代の木簡が各所で発見されている。日本と韓国とで実に一〇〇年もの時間差が認められるが、これは一体何を物語るのか。

本稿では、黎明期の日本古代木簡を取り上げ、いかにして日本で木簡が使用され始め、どのように展開したのかを検討したい<sup>(5)</sup>。史料制約が大いこともあって、従来の研究では大局的視野に立った考察が主流であったが、本稿では可能なかぎり史料に即しながら検討を進めたい。

なお、日本古代木簡の出典を示す際には、奈良文化財研究所飛鳥資料館の二〇一〇年度秋期特別展示図録『木簡黎明』(二〇一〇年)に示された木簡番号による。この展覧会では、七世紀から八世紀初頭にかけての代表的な日本古代木簡が一堂に会した。図録には最新の研究成果を踏まえた解説が施され、現在の研究の到達点の一端が示されている。本図録に掲載されていない日本古代木簡については、木簡学会編『木簡研究』は「木」、奈良文化財研究所編『飛鳥藤原京木簡』は「飛藤」、同『藤原宮木簡』は「藤」、同『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』は「飛」、同『評制下荷札木簡集成』は「荷」などの略記号を用いる。

## ① 日本最古級の木簡

### 1 史料の提示

本章では「日本最古級の木簡」を取り上げ、その特徴を整理したい。別掲の史料1は、日本最古級とみられる木簡を、遺跡・遺構別に整理したものである。<sup>(6)</sup> 考察に先立って、「日本最古級」の中身に触れておきたい。

現在、年紀の書かれた最も古い木簡は、<sup>(4)</sup>前期難波宮跡（大阪市）北西隅部付近の谷1第一四層から出土したNo.29である。栄原永遠男氏による詳細な検討結果を踏まえ、その概要を述べておこう。<sup>(7)</sup>

本木簡は、文字の太さ・墨色の濃淡・字配りなどの面から、四回にわたる書記があったとみられる。表面に関しては三回分の書記が考えられ、このうち下半分の「戊申年」以下が最初の記載となる。別筆1は下の「戊申年」の「戊」字を真似ており、別筆2は「稲」字を繰り返している。別筆1・2はともに文字が少し斜め方向に書かれており、のちに追記されたことは確実である。最初の記載となる「戊申年」以下は、左側に文字の一部が残るため、本来は二行以上あったことがわかる。上端から約七センチも下がった位置から文字を書き出しているが、当初はそれなりに大型の木簡であったとすれば、特に問題とはならないであろう。

「戊申年」に関しては、干支年号が七世紀以前に広く使用されたこと、「戊」「年」字が七世紀に類例をもつ特徴的な字体であることから、大化四年（六四八）を指すとみて間違いない。本年は乙巳の変の三年後にあたる。新たに即位した孝徳天皇は、大化元年の末に飛鳥から難波へ遷都している（『日本書紀』大化元年一二月癸卯条）。遷都当初は難波小郡を改造した小郡宮を主に使ったが、やがて難波長柄豊埼宮の本格的な造営に乗り出す。<sup>(8)</sup> 難波長柄豊埼宮こそ、木簡の出土した前期難波宮跡に他な

らない。このことは「戊申年」<sup>(11)</sup>大化四年を強く傍証している。

しかし簡単に、No.29は大化四年（六四八）の木簡であると断定できない。No.29の出土した遺構からは、六六〇年代頃とみられる土器が多数出土しており、<sup>(9)</sup>一〇年以上のズレがあるからである。

実は木簡の年代を考える際、厳密には、A木簡に書かれた年代、B木簡に文字を書いた年代、C木簡が棄てられた年代、の三つを区別する必要がある。No.29の場合、Aが六四八年であることは動かないが、Cは六六〇年代であった可能性がある。そうだとすれば、AとCはかなりの時間差があったことになる。そこで問題となるのはBである。No.29は二行以上で書かれていることから、記録木簡であった可能性が高い。<sup>(10)</sup> また、記録木簡の場合、過去の年代が記されることも皆無ではない。過去の年代ではないとしても、No.29は全部で四回にわたって書かれており、Bに一定の幅が見込まれる点にも注意する必要がある。さらにいえば、本来「戊申年」以下の記載は裏面に続いていたが、のちに裏面の墨書が削り取られ、別筆2・3の記載がなされた可能性も否定できないのである。

このようにNo.29の年代を厳密に特定するのは難しい状況にあるが、最初の記載が戊申年（六四八年）になされた可能性は十分にある。のちに「戊申年」という過去の年号が記されたのだとしても、それほど極端に新しくなるわけではない。その意味で、No.29は日本最古級の木簡といっても差し支えない。No.29と共伴して三二点の木簡が出土しており、これらも日本最古級の木簡となる。だがNo.29を根拠にして、他の木簡も六四八年前後のものである、と即断できない点は確認しておきたい。

二番目に古い年紀をもつ木簡は、<sup>(12)</sup>三条九ノ坪遺跡（兵庫県芦屋市）旧流路SD〇一から出土したNo.50である。<sup>(11)</sup> この旧流路からは弥生時代末から奈良時代にかけての土器が出土している。年号で「三」のつく「壬子年」としては、白雉三年（六五二）と宝龜三年（七七二）の二つがある。旧流路から出土した土器は、古墳時代後半から末にかけてのものが



25・□□□□  
 ・<sup>【比麗カ】</sup>尔部 141×20×4 033 荷 316号

13前期難波宮跡(大阪市)  
 水溜S.G三〇一 三点

26・□我罷間盜以此□□在  
 □言在也自午年□□  
 ・□於是本奴主有□□□□  
 □□<sup>【知カ】</sup>部君之狂此事□□言□□  
 136×41×6 061 黎 20号

27・謹啓  
 ・<sup>【初カ】</sup>然而 (57)×(25)×2 019 黎 21号  
 28 山部王 (127)×20×3 019 黎 22号

14前期難波宮跡(大阪市)  
 谷1第一四層 三三点

29・<sup>【別筆1】</sup>「戊」<sup>【別筆2】</sup>「稻稻」  
 戊申年□□□□  
 □□□□□□□□<sup>【連カ】</sup>  
 ・<sup>【別筆3】</sup>佐□□十六□  
 支□乃□□  
 (202)×(27)×3 081 黎 12号

30・□不得  
 ・□不得 (41)×27×4 019 木 22-50頁-21号  
 □□□□<sup>【三枝部カ】</sup>  
 31 秦人凡国評 (104)×23×5 019 黎 13号  
 32・王母前<sup>【立カ】</sup>□□□□  
 □□□□<sup>【六カ】</sup> 166×28×5 032 黎 17号

33 嶋意弥荷□□八□□□□  
 125×30×4 011 黎 16号

34 委尔部栗□□ 96×20×4 032 黎 15号  
 35 支多比 107×17×4 032 黎 14号

36 伊加比 146×28×3 032 木 22-47頁-18号  
 37 宍 125×16×3 032 木 22-47頁-12号

38・□止你乃止…□□□□<sup>【四カ】</sup> (刻書)  
 ・□部在□□□□…□□<sup>【六カ】</sup> (刻書)  
 (67+61)×19×2 011 黎 18号

39 □面□ (64)×23×4 019 木 22-47頁-6号

40・大<sup>【推カ】</sup>□□ (66)×22×4 051 木 22-47頁-7号  
 ・□□□□□□□□□□□□□□<sup>【牟カ】</sup> (井カ)  
 41 □□□□□□□□□□□□□□ (173)×(12)×3 081 木 22-47頁-10号

15前期難波宮跡(大阪市)  
 谷2第四層 八点

42・□家君委尔十□久因支鉄<sup>【沙カ】</sup>  
 □□□□<sup>【格カ】</sup> 費 (134)×(17)×3 081 木 26-40頁-1号

43 □日之<sup>【周カ】</sup>者□ (139)×(15)×4 081 木 26-40頁-2号

44 □□□□□□<sup>【俵一カ】</sup> 138×29×5 032 木 26-41頁-3号  
 45 □□□□下□□□ (178)×25×3 081 木 26-41頁-4号

46 五〇 (刻書) 112×22×5 011 木 26-41頁-7号  
 47 二 (刻書) 63×48×10 061 木 26-41頁-8号

16前期難波宮跡(大阪市)  
 谷2第七層 一点  
 48 皮留久佐乃皮斯米之刀斯□ (185)×26×6 019 黎 24号

17前期難波宮跡(大阪市)  
 落ち込み砂礫層 一点  
 49・日子<sup>【古カ】</sup>□□ (33)×29×2 081 木 26-39頁-1号

18前期難波宮跡(大阪市)  
 調査区北端谷底付近  
 (排水用トレンチ第七一―一二層) 一点  
 (积読不能)

19三条九ノ坪遺跡(兵庫県芦屋市)  
 旧流路SD〇一 一点  
 50・子卯丑□伺 (199)×33×6 黎 119号

20田丸道遺跡(三重県度会郡玉城町)  
 流路SR一五堰一 一点  
 (积読不能)

多く、奈良時代以降のものは限られること、七世紀に一般的な干支表記であることから、白雉三年の可能性が高いとされている。

しかし、宝龜三年の可能性も完全には排除できない。また、「三」が「壬子年」と無関係であれば、和銅五年（七一〇）の可能性も残る。八世紀になると干支年号が使用される機会は一挙に減るが、まったくなくなるわけではない。遺跡の性格がほとんど不明なこともあって、No.50が白雉三年（六五二）の木簡であると断定するには一抹の不安が残る。しかし、日本最古級の木簡となる可能性も十分にある。

さて、木簡に年紀が記されていないにもかかわらず、木簡の出土状況に着目することで、年代がある程度おさえられる場合がある。その典型的な事例が、②山田寺跡下層（奈良県桜井市）の斜行溝SD六一九から出土した木簡である<sup>(13)</sup>。山田寺南門のすぐ南側では、山田寺創建時の厚さ八〇センチに及ぶ造成土が確認され、その下層のSD六一九から木簡四八点（うち削層四一点）が出土した。このなかに紀年銘木簡は含まれていない。

しかし、『上宮聖徳法王帝説』の裏書に「有本云、誓願、造寺恭敬三宝」。十三年辛丑春三月十五日、始浄土寺<sup>(14)</sup>、云々。注云、辛丑年、始平<sup>(15)</sup>地。癸卯年、立金堂<sup>(16)</sup>之。（後略）とあるように、蘇我倉山田石川麻呂が発願した山田寺は「辛丑年」（舒明一三年、六四一）に整地が開始され、「癸卯年」（皇極元年、六四三）に金堂が建立されたと伝えられている。ここでいう金堂の建立が、金堂の完成ではなく、金堂の造営開始を意味することは、後略部における塔の造営過程に関する記載から明らかである<sup>(14)</sup>。したがって、六四一年から六四三年までの約二年の歲月をかけて整地されたのち、金堂の造営に着手されたとみななければならぬ。山田寺の一角は東から西に下がる急斜面であり、かなり大規模な地形改良を加える必要があったこと（このことは発掘調査で確かめられている）、山田寺は蘇我倉山田の氏寺として造営に着手されたことを踏まえば、整地だけで二年の歲月を要したのも頷けよう。

こうした長期間に及ぶ整地作業の状況から判断するに、このときの整地は金堂周辺に限られず、山田寺一帯の広範囲に及ぶものであったと推定される。その際にSD六一九出土木簡が廃棄された可能性が高いので、木簡は六四三年以前に作成されたこととみることができよう。SD六一九出土木簡は全体として習書が主体であり、削屑が多いことから、長期間保管されたとは少し考えにくい。したがって、木簡の作成された年代が六四三年以前といっても、六三〇年代まで遡る可能性は低いであろう。

そして、山田寺跡下層斜行溝SD六一九と近い時期の土器が出土していることが、③阿倍山田道第八次調査（桜井市）南北溝SD三八八〇、④石神遺跡（奈良県明日香村）沼沢地SX四〇五〇、⑤石神遺跡斜行溝SD四二二六〇、⑦飛鳥池遺跡下層（明日香村）旧流路SD一一七三、⑧雷丘北方遺跡（明日香村）南北溝SD三五八〇などである。相伴して出土した木簡もほぼ同時期のもので推測される。

一方、これらの木簡よりも古くなる可能性のある木簡がある。その最も著名な事例が、①上之宮遺跡（桜井市）園池遺構から出土したNo.1である<sup>(15)</sup>。本遺跡の立地場所と検出遺構の状況から、厩戸皇子の上宮や阿倍氏の居館跡となる可能性も指摘されている<sup>(16)</sup>。園池遺構は、四面庇付きの大型建物の西側に位置する方形石積み遺構で、六世紀後半から七世紀前半にかけての年代が与えられている。園池遺構の初期段階に廃棄されたものであれば、文字どおり、現存「日本最古の木簡」となる。しかし、その最終段階のものであれば、山田寺跡下層などの木簡とさほど大きな時期差はないと考えられる。

⑩桑津遺跡（大阪市）から出土したNo.21と、⑪前期難波宮跡下層から出土したNo.22・23も、七世紀前半頃の木簡としてしばしば紹介される。先に⑫から取り上げると、No.22・23は前期難波宮跡朝堂院南辺の方形遺構から出土し、前期難波宮が造営される以前の年代が与えられている<sup>(17)</sup>。古市晃氏は、木簡出土地点の南方にあたる朱雀門の発掘調査において、

前期難波宮に先立つ段階の凝灰岩片や四天王寺と同範の素弁八葉蓮華文軒丸瓦などが出土しており、近辺に古代寺院が存在したと考えられていること、No.22の記載内容が「廣乎大乎宿世」という仏教的・思弁的であること<sup>(18)</sup>から、難波宮造営以前の段階で寺院の活動に関わって製作された木簡と推定する<sup>(19)</sup>。前期難波宮段階よりも古い時期の木簡であることは確かであろうが、どの程度古くまで遡るのかはよくわからない。

つぎに⑩であるが、⑪が立地する上町台地の東縁部に位置している。その井戸SE〇一から出土したNo.21の呪符木簡は、七世紀前半の木簡として報告されている<sup>(20)</sup>。しかし、井戸内から出土した土器のなかには七世紀中葉のものも含まれており、七世紀前半といっても、さほど古くなることはあるまい。

あまり著名ではないが、⑥飛鳥池遺跡北地区（飛鳥寺関連遺跡）の下層にあたる暗灰色粘土層から出土したNo.17も、本土層が飛鳥寺（五八八年造営開始）創建時にまで遡りそうな造成整地土ということもあり、六世紀末から七世紀初頭頃までのものとなる可能性がある。しかし、No.17は断割調査によって出土しており、上層の新しい時期の木簡が混入した可能性が排除できないので、参考程度にとどめるのが無難であろう。

そして近年、⑳田丸道遺跡（三重県度会郡玉城町）から新たな木簡の出土があった。流路SR一五の南岸部に設けられた杭およびシガラミからなる堰一に漂着する形で、多数の木製品とともに、二文字分の墨書からなる木簡一点が出土したのである。共伴した土器の年代観から、六世紀末から七世紀初頭にかけての時期のものと報告されている<sup>(21)</sup>。ただし、この流路が完全に埋まるのは平安時代後期であるため、後世に廃棄された可能性はないのか、一抹の不安は残る。文字の左半分を欠いて釈読できないこともあり、古手の木簡として積極的な意義づけを与えるにはやや躊躇される事例である。

以上のとおり、山田寺跡下層出土木簡よりも古くなりそうな木簡もこ

く一部存在しているが、やや不確実な要素が残されているのが実状であり、厳密には今後の出土状況をみて判断すべきであろう。

一方、山田寺跡下層出土木簡などよりも若干新しくなるとみられるのが、⑨坂田寺跡（明日香村）池SG一〇〇と、⑫～⑬前期難波宮跡の各遺構から出土した木簡である。このうち坂田寺跡出土の木簡は、供伴した土器の年代観をもとに、従来七世紀前半という年代が与えられていた。だが近年における土器編年の見直し<sup>(23)</sup>を踏まえるならば、木簡は六五〇年代のものとみるのが穏当であろう。

また、前期難波宮跡出土の木簡については、宮造営時の廃棄土坑や谷などから出土しているため、厳密な時期の特定は難しい。しかし、孝徳天皇の難波長柄豊碓宮に対応する、六四〇年代後半から六五〇年代前半にかけてのものが中心をなすことはほぼ間違いない。ただし、前期難波宮は朱鳥元年（六八六）の火災で焼失するまで威容を誇っており、焼失も全面に及んではない。したがって、⑭前期難波宮跡谷1出土の事例がそうであったように、六五〇年代後半以降の新しい時期の木簡もある程度含まれていることは想定しておかなくてはならない。

以上、「日本最古級の木簡」の「日本最古級」の内実について述べてみた。すべての木簡に年紀が書かれていないため、日本最古級の木簡それぞれの時期を厳密に特定するのは難しいものの、六四〇年代から六五〇年代にかけて中心があることは認めてよからう。前期難波宮跡出土の事例のように、六六〇年代以降の若干新しい木簡も一部含まれているようが、ひとまず史料1に掲げたものを対象に、以下考察を進めていきたい。

## 2 日本最古級の木簡の特徴

それでは、日本最古級の木簡（史料1）の特徴はどこにあるのか。

第一に指摘できるのが、木簡の出土点数が極めて限られている点である。すべてを合計しても一〇〇点にも満たない。六六〇年代頃の木簡で

あれば、史料1に一部含まれていてもおかしくない前期難波宮跡のほか  
に、飛鳥京跡下層や西橋遺跡（ともに明日香村）などからも出土してお  
り、総計三〇〇点以上になるが、現在における日本の木簡の出土点数  
が三万点以上あることに鑑みると、依然として少ない。

現在のデータをみるかぎり、日本で木簡が爆発的に使用されるよう  
なるのは、天武朝（六七二―八六）以後である。天武天皇とそれに続く  
持統天皇が王宮を構えた飛鳥浄御原宮の時期（六七二―九四）の木簡  
は、飛鳥池遺跡・石神遺跡・飛鳥京跡からの出土に代表されるように、  
約一万四〇〇〇点にも達するようになる。そして、藤原京期（六九四―  
七一〇）の木簡になると三万点以上にも及び、特に大宝令施行（七〇一）  
以後のものが多い。地方から出土する木簡もまた、七世紀末頃から数  
増す。そして、平城京の時代（七一〇―八四）には、地方出土の木簡も  
含めて、二〇万点を突破するようになる。しかしその後、木簡の使用は  
徐々に下火となり、中世以後は限定された使い方しかなさなくなる。

第二に指摘できるのは、木簡の出土する地域がかなり限定されてい  
点である。④～⑦は狭義の飛鳥、①～③は飛鳥の北東部、⑧は飛鳥の北  
西部、⑨は飛鳥の南部に位置する。また、⑪～⑬は難波地域の上町台地  
上の北部にあたり、⑩は上町台地の東縁部に位置する。⑭三条九ノ坪遺  
跡と⑮田丸道遺跡の事例を除けば、当時王宮の置かれた飛鳥・難波とそ  
のごく周辺地域に限られているのである。しかも、⑯は難波からさほど  
距離的に離れているわけではない。その意味で⑰の事例は注目されるが、  
前述のように木簡の時期が不確定であるため、あまり積極的に評価する  
ことは危険であると思われる。

これに対して天武・持統朝以後の木簡であれば、伊場遺跡群（静岡県  
浜松市、遠江国敷智郡家跡）、西河原遺跡群（滋賀県野洲市、近江国野  
洲郡家跡か）、屋代遺跡群（長野県千曲市、信濃国埴科郡家跡か）、観音  
寺遺跡（徳島市、阿波国府跡か）に代表されるように、各地の地方遺跡（中

心は郡家や国府）からも多く出土するようになる。<sup>(24)</sup>しかし、それ以前に  
あっては、さほど地域的な広がりには認められないのである。

第三に指摘できるのは、出土点数・出土遺構に限られたなかであって、  
木簡の種類はそれなりに多様であったことである。一般に日本の古代木  
簡は、狭義の文書木簡、伝票・帳簿などの類からなる記録木簡、税物貢  
進用の荷札木簡、物品整理用の付札木簡、その他の木簡、に大別される  
ので、こうした観点から概観してみよう。

まず文書木簡について。明瞭なものとして、No.27「謹啓」木簡があげ  
られる。またNo.26は、東野治之氏によって「奴我罷る間、盗みて此を  
以て往き在り。…言ひて在る也。午の年自り、国…是に本の奴の主、有  
：知部の君の凶事…口に言ひ…」という訓読案が示されている。<sup>(25)</sup>それ  
を踏まえて古市晃氏は、木簡作成者と□部君などの関わる奴婢について  
の木簡であると推測し、『日本書紀』大化二年（六四六）二月戊申条・  
同年三月辛巳条・同年八月癸酉条にみえる、孝徳朝難波宮においてウチ  
名や奴婢の帰属に関する訴訟が頻発し、多くの人々が難波に参集してい  
ることとの関連を考えている。極めて興味深い指摘であるが、No.26は実  
際の行政の場で使用されたものではなく、文例集の類を書き写したとみ  
る余地も残されている。このほか、No.30「□不得」や、No.43「□日之」  
者」も、文書の趣が強い。ただし、これらの木簡は前期難波宮跡から出  
土しており、幾分か新しくなる可能性もある。

その他の遺跡から出土した文書木簡としては、金銀で装飾された大刀  
のことを問題にしたNo.1のほか、「女丁」「大人丁」（正丁か）のことを  
記したNo.13が該当する可能性がある。

つぎに記録木簡について。前期難波宮跡出土の事例ではあるが、「戊  
申年」の年紀の書かれたNo.29や、人名・数量・品目を記すNo.42が有力な  
候補となる。ただし、二次的に整形されたNo.42については、古市氏が  
指摘するように、「委尔十□久因支」が人名と思われること（古市氏は

指摘しないが、「十」と釈読された文字は「部」の可能性がある)、鉄の品名から、元来は荷札であった可能性も残る。このほか、先に文書木簡に分類したNo.1・13は、文書木簡ではなく記録木簡であるとも考えられる。No.38についても、やや特殊な刻書ではあるが、内容的に記録とみて不都合はない。このほか、のちに触れるNo.31をはじめ、記録木簡の可能性が残る木簡がいくつか存在している。

荷札木簡は④前期難波宮跡の谷1から多く出土している。No.35「支多比」、No.36「伊加比」、No.37「宍」は、一見すると狭義の付札木簡のようであるが、近年の研究を踏まえるならば、雑供戸などから貢進された贅の荷札であった可能性が高い。冒頭に「王母前」と書かれたNo.32も、切り込みがあるという形状および裏面の数量記載から、荷札となる可能性が高い。「王母」に関しては、a孝徳天皇の母である吉備姫王、b讓位後の皇極天皇、c道教における神仙思想の仙女である西王母などの諸説が出されている。<sup>(26)</sup> a説ないしb説であれば、贅と目される荷札の説明もつきやすい。さらに、人名「嶋意弥」と「荷」の語が確認されるNo.33についても、墨書内容からみて荷札と思われる。また、「秦人凡国評」と書かれたNo.31も、記録もしくは荷札と考えられる。なお、釈読不能のため史料1には示していないが、切り込みのある木簡が別に二点ある。

前期難波宮跡のうち④とは別の調査地となる②で出土したNo.24・25、⑤で出土したNo.44についても、形状・内容などから荷札木簡と推定される。このうち⑤は④のすぐ北側にあたる場所で、No.44とは別に、さらに荷札・付札状の木製品が九点出土している。

以上のように、荷札木簡は前期難波宮跡からまとまって出土しており、日本最古級の木簡のなかでは少し新しい事例となるかもしれない。しかし、もう少し時期の古い木簡が出土している石神遺跡斜行溝からも、切り込みのある「大臣臣：□首大□」と書かれたNo.14が出土しており、荷札木簡となる可能性が高い。<sup>(28)</sup>

いわゆる大化前代に荷札木簡が存在したことは、『日本書紀』大化元年(六四五)七月丙子条からも推定できる。そこには、「任那調」の進上に際して、「任那所」出物者、天皇之所「明覽」。夫自今以後、可具題「国与」所「出調」という詔が出されたとある。館野和巳氏が指摘するように、国名・調の内容は調物それ自体に書かれていたか、荷札に書かれていたかのいずれかであり、すでに荷札木簡が存在した可能性は十分に考えられる。<sup>(29)</sup>

このほか、百済の都であった扶余(五三八―六六〇)の扶余双北里遺跡から、七世紀中葉頃の「那尔波連公」と記された荷札木簡が出土している点にも注意を促しておきたい。本木簡を詳細に分析した平川南氏は、①古代日本に数多く類例のある名のみ記した小型の付札である、②「那尔波」の表記は『日本書紀』に収載された古代歌謡にほぼ同じ「那尔婆」とある、③「連公」は古代日本における七世紀半ば以前のカバネの特徴的表記である、以上の三点を指摘し、倭国で作製され、調度物などに付せられた荷札が物品とともに百済の都にもたらされ、札がはずされた可能性が高いとみる。<sup>(30)</sup> このように倭国の荷札であるとすれば、七世紀中葉頃の事例をさらに一点追加できたことになる。

つづいて、物品整理用の付札木簡としては、石神遺跡出土のNo.15「十五斤」、坂田寺跡出土のNo.18「十斤」があげられる。当該期に付札木簡が存在したことは、やはり館野氏が指摘するように、『日本書紀』大化五年(六四九)九月是月条から推定できる。謀反の疑いをかけられて自害した蘇我倉山田石川麻呂の資財を没収するため使者を派遣したところ、「資財之中、於「好書上」、題「皇太子書」。於「重宝上」、題「皇太子物」という状況であったという。書や重宝の上に「皇太子書」や「皇太子物」といった所有者の名を記しており、付札の用途と共通する。

その他の木簡として、まず習書木簡として、同字を繰り返したNo.2・4・12・16・22などがあげられる(Na.4・12は同一簡に由来するとみら

れる削屑)。習書以外では、桑津遺跡出土のNo.21呪符木簡や、前期難波宮跡出土のNo.48「皮留久佐乃皮斯米之刀斯□」(はるくさのはじめのとし□)と記された和歌木簡が特記される。このうち呪符木簡に関しては、館野氏が指摘するように、その祈願内容を神に伝えようとする点で、一種の文書木簡であるともいえる。

以上、木簡の種類別に概観してみた。出土点数が限られている状況に鑑みると、多くの種類の木簡が確認できることは注目に値しよう。六四〇年代頃とみられる木簡を対象をしほっても、多様性は基本的に認められる。また、山田寺跡出土のNo.4〜12にみるように、削屑が確認できる点も重要である。八世紀につながる木簡の基本的な使用方法は、すでに六四〇年代頃には始まっていたと理解されるのである。

第四に指摘できるのは、典型的な書式によつて書かれた木簡が少ないということである(そのため、第三の特徴に関する叙述は歯切れの悪いものになった)。すなわち、記載様式の非定型性である。それは文書木簡に特に顕著である。八世紀以後であれば、大宝令の成立によつて律令的な文書様式が登場したことを受けて、符・解・移などの語が木簡に記される機会が格段に増える。こうした文書の定型化によつて、意思の伝達がより容易になるという利点が考えられる。だが七世紀には、文書木簡の定型化という側面はあまり明瞭に認められないのである。

そうしたなか例外的ともいえるのが、七世紀後半から八世紀初頭にかけて盛んに用いられた、「某の前に白す」と記された文書木簡、すなわち前白木簡である。これは、南北朝時代以前の中国や朝鮮半島の影響を受け、日本的に改良を加えて成立した上申文書の書式である。实例からみて、前白木簡は遅くとも七世紀後半までには定型化し、広範に使用されたことがわかる。問題は、前白木簡の定型化がいつ始まるかである。

これに関して注目されるのが、「王母前」と書かれたNo.32である。「王母」の下には脇字として「前」字が付されており、前白木簡との類似性を示

す。だがその一方で、No.32には「もうす」に相当する語句は確認できない。切り込みがある点からも、荷札として使われたと考えられる。しかし、物品を進上する際に用いられた明瞭な前白木簡は存在しない。No.32は定型化された前白木簡とは区別して捉えるべきであろう。

ただし、日本最古級の木簡が、定型化とまったく無縁であったわけではあるまい。少し新しい時期のものとなるが、No.27「謹啓」と書かれた文書木簡もあり、定型化に向けての兆しは現れている。

荷札も日本最古級の木簡では典型的な書式の事例が少ない。七世紀後半以後であれば、一部記載に省略はあっても、「日付+地名+人名+税目+品目+数量」という書式によつて書かれたものが多く(八世紀以後は日付が末尾に記される)、その認定は比較的容易である。しかし日本最古級の木簡の場合、字面からは即座に荷札であると断定できるものがない。荷札木簡が広範に使用されるためには、全国統一的な税制が整備される必要がある、当該期はいまだ過渡期にあつたと推測される。

以上、日本最古級の木簡の特徴として、(1)出土遺跡の限定性、(2)出土点数の少なさ、(3)種類の多様性、(4)記載内容の非定型性、の四点を指摘した。このうち(1)・(2)・(4)は、木簡初期の現象としてふさわしい。だが一方で、(3)の特徴が認められる点は看過できない。その後につながる木簡の基本的な使い方は、六四〇年代頃には確実に始まっていたことを示すからである。これが六四〇年代頃に一気に始まったことなのか、それとも前史があつたことなのか、次の問題となってくる。

ところで、これまで取り上げてきた事例は、発掘調査によつて出土した木簡であつた。木簡を「墨書のある木片」と定義したとき、発掘調査の出土品ではないが、注目される資料がある。それは法隆寺金堂釈迦三尊像台座の墨書銘である。後述するように、推古二九年(六二二)に相当する年紀が書かれており、これまでみてきた確実な最古級の事例より二〇年近くも古い資料であるからである。章を改めて検討してみよう。

## ② 法隆寺金堂釈迦三尊像台座の墨書銘

### 1 墨書銘の検討

法隆寺金堂の釈迦三尊像は、上下二段からなる台座の上に鎮座している。一九八九年、台座の調査が実施され、上座鏡板の内面から、鳥や魚の略画とともに、「相見兮陵面衆識心陵了時者」と落書された墨書がみつかったことが報告された。<sup>34)</sup> この墨書は斜め方向に文字が記されており、五文字書いたところで墨継ぎをしており、また末尾の「時者」は明らかに調子が違う。この墨書銘を再検討した東野治之氏は、「相見可陵面未識心陵可時者」と釈読を改め、「相見る可陵の面、未だ識らず、心」と読めるとし、「心陵可」は「可陵心」を戯れに倒置して書かれた可能性を指摘する。「可陵」は迦陵頻伽（人面鳥身の想像上の動物。美しい声を持ち、浄土に住む）ではないかとし、麗しい面（顔）の内側にある心を読めない、というのが落書の趣旨だと推定した。<sup>35)</sup>

そして、一九九〇・九一年度には、台座の上下座と台脚が解体修理され、下座下框上段の左右二点の補足材から、新たに墨書銘が発見された。この墨書銘を調査した館野和己氏は、次のような釈文を提示した。<sup>36)</sup>

#### 【史料2】法隆寺釈迦三尊像台座の墨書銘（改変前）

- ① 辛巳年八月九月作□□□□□  
 ② 福費二段  
 ③ 留保分七段  
   書屋一段  
 ④ 尻官三段 御支□□三段  
   辛

以下、館野氏による基礎的考察に導かれながら、その後に出された研究も参照しつつ、内容を検討したい。なお、館野氏にならって、右側の補足材をA材、左側の補足材をB材と呼ぶ。ともに、元来は建物の扉の部材であったが、それが転用されたものである。

A材は、長さ一三四センチ、幅一二センチ、厚さ五二センチ。①はA材の上面左端に記されており、文字の左側の一部が切られている。②はA材の下面右端に書かれており、文字の右半部が切られている。B材は、長さ一三五・五センチ、幅一二・五センチ、厚さ五六センチ。③はB材の上面の左右のほぼ中心にあり、④はB材の下面右寄りにある。②の書き出し位置は、③の文字の書かれた範囲内に収まる。④も下端からの高さは①と比べて三センチ高いだけだという。

これらの点から館野氏は、A材とB材は一体のもので左右に並び、その表裏に文字が書かれていたが、文字のある部分で縦に二つに切られ、今あるような形に整えられたため、両方の部材に文字が分かれたと指摘する。形状・内容もあわせて、①の左横に④が、③の左横に②がくるとみる。なお、B材の③の右下には頭と体らしき絵が頭を下に、④の上には左向き馬らしき絵があるが、文字とは直接の関係はないとする。

さて、釈文①～④のうち、三カ所について変更したい。まず、③三行目の「支」の下の文字は釈読されていないが、東野氏が指摘するように、<sup>37)</sup>「与」の異体字に類例があるので、そのように読むことができる。東野氏は、その場合、「支」「与」は音仮名となることから、一文字目の「御」は「ツ」に改めるのが妥当だとしており、私もそれに従いたい。

さらに、②の一文字目は、館野氏がその可能性を指摘したように、「福」字ではなく、「椋」字をとるべきだと考える（図1）。「椋」の旁である「京」の字形は、七世紀の事例に多くみられるように、「口」の部分が「日」と書かれており、「椋」字であることを支持する。館野氏が「椋」の可能性を考えつつも「福」としたのは、二文字目がどこから始まるとみる

かという判断の違いによる。館野氏は、一文字目の旁を「京」とした場合、その下の「費」の「弗」の画数が足りなくなるとみた。だが「費」字の右端の部材が欠けている点を考慮すると、あえて二文字目の字画が不足すると考える必要はなからう。写真版の検討にとどまるが、②の一文字目は「椋」と釈読して差し支えないと考える。

ちなみに、この「椋」と釈読した文字の偏の字形は、示偏ないし木偏のようにみえる。類例として、七世紀後半頃の飛鳥京跡苑池遺構出土木簡をあげたい(図2)。この木簡は表裏ともに「大棟費直伊多」という積文が提示されている(木簡186頁12号)。しかし、人名を記したとみられることから(氏族「大棟費直」に関しては後述)、「棟」と翻字された文字は、「椋」と釈読するのがよいと考える。

図2 飛鳥京跡苑池遺構出土木簡

図1 法隆寺釈迦三尊像台座の墨書銘(部分)

なお、①のうち「作」の下の四文字分は、文字の左半分を欠くこともあって、残念ながら新たな釈読にはいたらなかった。「作」の二文字下は、旁が「寺」であることがわかるだけである。なお、館野氏が指摘するように、①の「辛巳年八月九月作」は下に向かってやや左に寄るが、それ以下は逆に右に寄っている。また、「八月九月」の釈読は間違いないが、館野氏は「九月」は「九日」の書き誤りかもしれないとする。

以上を踏まえ、史料2について、①④それぞれが対応するようにまとめ、さらに文字も一部改めて示すと、次のようになる。

【史料2】法隆寺釈迦三尊像台座の墨書銘(改変後)

⑤ 辛巳年八月九月作□□□□

...

辛

⑥ 留保分七段

書屋一段

尻官三段 ツ支与三段

...

椋費二段

まず⑤からみると、「辛巳年」という干支年号が目を引く。館野氏は墨書銘の書体は全体に丸みを帯びていること、「分」「段」字に顕著なように、右へ払う部分が強調されていることから、中国六朝時代の書風の特徴が認められ、聖徳太子の筆であるとされる『法華義疏』にも同様の特征があるとされる。また、台座が様式的にみて釈迦三尊像と同時期のものとされていること、釈迦三尊像の光背銘に推古三十二年(六三三)に完成したとあることも踏まえ、⑤の「辛巳年」は推古二十九年(六二二)に相当すると指摘した<sup>38)</sup>。本稿もこれを支持したい。

つぎに⑥であるが、「段」という単位が全部で五回でてくる。七世紀に土地の面積を表示する際には「代」を使うのが一般的であったので、館野氏が述べるように、「段」は布の単位として使用された可能性が高い。そうだとすれば、台座の補足材に転用される前段階の建物における布の出納や管理に関わる記載となり、その建物とは布などが収納されたクラということになる。東野氏は、釈迦三尊像の造立が厩戸皇子（聖徳太子）の妃の一人である膳夫人の出身氏族である膳氏を中心になされたこと、元来は膳氏ゆかりの法輪寺に安置された可能性があることを指摘する。この指摘を踏まえるならば、膳氏の邸宅にあったクラである蓋然性が高い。仮に膳氏に直接関わらないのだとしても、布の出納や管理にもなつて、クラの扉材に墨書されたものであることはほぼ動かない。

⑥の墨書内容をもう少しみておこう。「留保分七段」は「書屋一段」「尻官三段」「ツ支与三段」の合計数に合致するので、内訳が書かれているように思われるが、「掠費二段」との関係もあり、断定はできない。

このうち「書屋」は、書物を取納した建物であろうが、「書」には文字を記すことに加え、図絵を描くことも含まれるため、文書や図絵を管理する建物と捉える方がよいかもしれない。<sup>(39)</sup>

つぎに「尻官」は解釈が難しい。館野氏は「尻」は「シロ」という音を表記する事例があることから、(a)山代大兄王に関わる官司・機関、(b)水田の管理を司る官司・機関、(c)名代・子代の人々を管理する部局、の三案を提示した。東野氏が指摘するように、(a)は実名忌避の観点からみて成立しがたく、(b)・(c)のいずれかとなるろう。

「ツ支与」は「ツキヨ」と訓読でき、個人名と考えられる。そして注目されるのが、今回新たに釈読した「掠費」である。「掠」はクラを意味する文字であるが、中国の漢字にはその意味はない。「掠」は朝鮮半島に由来する文字で、『魏志』高句麗伝の「無大倉庫」、家家自有小倉、名之為椶京」という記述から、音を示す「椶」（クラ

を意味する高句麗語のホクラの語音の音）の木偏と、訓を示す「京」（これ自体にクラの意味がある）の組み合わせ文字と推定されている。<sup>(40)</sup>「費」はカバネ「直」の古い表記であり、「費直」と表記する場合もあった。<sup>(41)</sup>「費直」の用例については、図2の「大掠費直伊多」があげられる。「大掠費直」が氏族名を表しているように、「掠費」も氏族名を示す。この二つの氏族は、『古語拾遺』に次のような形で登場する。

【史料3】『古語拾遺』雄略天皇段

（前略）自<sub>レ</sub>此而後、諸国貢調、年々盈溢。更立<sub>三</sub>大蔵、令<sub>下</sub>蘇我麻智宿禰檢<sub>二</sub>校三蔵<sub>一</sub>（斎蔵・内蔵・大蔵）、秦氏出<sub>二</sub>納其物<sub>一</sub>、東西文氏勸<sub>中</sub>録<sub>上</sub>其簿<sub>上</sub>。是以、漢氏賜<sub>レ</sub>姓為<sub>二</sub>内蔵・大蔵<sub>一</sub>。今、秦・漢<sub>二</sub>氏、為<sub>二</sub>内蔵・大蔵主<sub>一</sub>鑑蔵部<sub>一</sub>之縁也。

前略部では、まず神武朝に斎蔵が設置され、斎部氏はその職に永く任ぜられたとある。ついで履中朝に内蔵が設けられ、阿知使主（東漢氏の祖）・王仁（西文氏の祖）が「記<sub>二</sub>其出納<sub>一</sub>」し、蔵部が定められたと記されている。こうした神武朝・履中朝の状況を受けて、史料3によれば、雄略朝になって新たに大蔵が設けられ、漢氏（東漢氏）のなかから、内蔵氏と大蔵氏が誕生することになったという。「掠直」は内蔵氏に、「大掠費直」は大蔵氏に対応しよう。<sup>(42)</sup>

『古語拾遺』は中臣氏と対立していた斎部氏によって大同二年（八〇七）に撰せられた氏文であり、かなりの文飾があることは否定しがたい。特に、神武朝に斎蔵が設置されたという主張は到底信じがたいものがある。また、履中朝・雄略朝の状況についても、履中朝に「蔵官」「蔵職」が置かれ、雄略朝に秦酒が庸調を奉獻したと記す『日本書紀』『古事記』の所伝を踏まえて叙述されており、注意が必要である。

しかしながら、史料3が記すような、蘇我氏の「檢<sub>二</sub>校三蔵<sub>一</sub>」、秦氏

の「出納其物」、東西文氏（東文氏、西文氏）の「勘録其簿」という基本的職掌や、内蔵氏・大蔵氏が漢氏（東漢氏）の一族であるという点については、特に否定する理由はない。東文氏は西文氏とともに、史部として文筆をもって朝廷に仕えた渡来系氏族である。東文氏と同族である内蔵氏・大蔵氏がクラで帳簿の勘録にあたるのは、ごく自然なことだといえよう。履中朝・雄略朝という時代設定はともかくも、諸氏族の基本的職掌や同族関係については、基本的に認めてもよいと考える。<sup>(43)</sup>

こうした、クラにおける記録事務を職掌とした「費直」（内蔵直）という氏族の名前が、まさにクラでの布の出納・管理記録（史料2）に關わって登場するのは、極めて興味深い現象だといえよう。

## 2 クラと木簡

前節でみたように、法隆寺金堂釈迦三尊像台座の墨書銘は、本来はクラの扉板に書き付けられた一種のメモであったと考えられる。書写専用の紙や木を使わなかった点で特異であるが、木に墨書するという点では木簡に相通じるものがある。

これに関連して想起されるのは、「倉札」と称される木簡である。『延暦交替式』天平勝宝七年（七五五）七月五日宣に付せられた「今案」のなかに、正倉の不動産の欠負に關わって、「又有長官率史生、分頭收納、共署倉札。後至下尽、所納有欠、史生以上、可預其事」とみえる。本史料をもとに東野治之氏は、不動産の収納状況や責任者などを、その都度記録しておくのが、倉札であるとした。<sup>(44)</sup>

これを受けて原秀三郎氏は、藤原宮跡西北隅や鴨遺跡（滋賀県高島市）で出土した平安時代初頭の大型木簡が、倉札に相当すると指摘した。<sup>(45)</sup> 藤原宮跡西北隅から出土したものは、弘仁元年（八一〇）の年紀をもつ長さ九八二ミリ、幅五七ミリ、厚さ五ミリの木簡（飛「一」頁）と、弘仁六年の年紀をもつ長さ八四〇ミリ、幅五一ミリ、厚さ六ミリの木簡（飛

「二頁」）の二点がある。いずれも莊園の経営に關わる内容である。前者を例にとると、弘仁元年一〇月の稲の収納に始まり、翌年二月にいたるまでの支出状況が詳しく記録されている。また、貞観一五年（八七三）の年紀をもつ鴨遺跡出土の事例は、長さ一六六五ミリ、幅（六四）ミリ、厚さ一三ミリの極めて長大な木簡で、九月一七日から一〇月七日頃にかけての蒔（葦の穂）の員数が記されている（木「二」頁一号）。

このほかにも、山田寺宝藏の西雨落溝から、經典の貸し出し状況を記した四点の木簡が出土しており、うち二点は大型木簡である（飛藤「1460-1461号」）。一点は長さ（八三五）ミリ、幅（八六）ミリ、厚さ四ミリ。左辺には切り込みがあり、紐をかけて宝藏内で括るか、懸けて利用されたと推定されている。大同二年（八〇七）・弘仁二年（八一〇）の年紀があり、何度か削り直されながら、多くの筆によって書き継がれたものである。もう一点は長さ（二二二五）ミリ、幅（二〇七）ミリ、厚さ三ミリ。天平勝宝八歳（七五六）・宝龜七年（七七六）の年紀があり、同じく何度か削り直されながら、多くの筆によって書き継がれている。

一一世紀前半、東から流入した土砂によって、山田寺の東面回廊や宝藏は倒壊する。その際、宝藏に収納されていた銅板五尊像・各種仏具・経軸・厨子部材などが、基壇や雨落溝の上などに散乱し、木簡も同じ運命をたどった。木簡は八世紀中葉から九世紀初頭にかけてのものであるが、その後もずっと長らく宝藏に収納されていたのである。

また、門田条里制跡（福島県会津若松市）からも倉札の可能性がある木簡が出土しており（木「三」頁）、<sup>(46)</sup> やはり下端には切り込みがある（上端は欠損のため切り込みの有無は不明）。

このようにクラの出納や管理に關わる大型木簡が、クラと密着する形で使用されていたことが知られる。クラの扉材そのものに書き付けられた史料2も、クラと密着しているという点で、まさに倉札と共通するといえるのではなからうか。



されたものであるので、最も古い年紀をもつ(ア)は一〇年以上保管されたことになる。廃棄の際には、抜取穴に収まるように、(イ)を除いて上下真つ二つに切断されている。これらの本来の長さは二尺(約六〇センチ)前後の大型木簡であった(イ)のみその約半分の大きさ)。

ここで特に注目したいのが、(ウ)の「宜都宜椋人」である。「宜」は「ガ」の音を示す古韓音で、「宜都宜」は(イ)「勝鹿」と同義と考えられる。問題は「椋人」である。「人」と「稲」との間には一文字分の墨書があるが、上下二片に切断した部分にあたっており、残念ながら釈読は不可能である。そのため「椋人」は、複姓の一部として使用されているのか、個人名と使用されているのか、いずれとも決しがたい。仮に複姓の一部であれば、渡来系氏族であることを明示しており(『新撰姓氏録』右京諸蕃上など)、その名称が示すように、クラの出納業務に携わった氏族と考えられる。<sup>(51)</sup> 複姓の椋人(倉人、蔵人)に関して、椋人の上には畿内とその近国の地名がくることが多く、宜都宜(勝鹿)も同様に考えられよう。もし「椋人」が複姓の一部ではなくて、個人名にあたるのだとしても、(オ)「文作人」の石木主寸文通の名が、「文作人」と結びつく「文通」を称するように、クラでの職掌と関連しているように思われる。<sup>(52)</sup>

さて「宜都宜椋人(□)」の下の「稲千三百五十三半」は、特に単位が記されていないが、(イ)・(エ)のような「束」、もしくは(オ)のような「斤」であろう。いずれにせよ、一束＝一斤という関係になるので、大きな違いはない。「半」は〇・五束(斤)＝五把である。稲一三五三・五束は出挙稲の貸付額にしてはあまりにも大きく、「宜都宜椋人(□)」はクラにおける出挙業務の担当者とみるのがよいと思われる。

このように「宜都宜椋人(□)」は、その人名からも、また木簡の文面からも、クラとの密接な関わりが窺われるのである。

クラ字を人名の一部に付すものとして、同じく西河原遺跡群を構成する森ノ内遺跡から出土した、次の木簡にも注目したい。

【史料6】森ノ内遺跡出土木簡

・椋□伝之我持往稲者馬不得故我者反来之故是汝卜部

・自舟人率而可行也 其稲在処者衣知評平留五十戸且波博士家

410×35×2 011 黎55号

「里」に先行する「五十戸」の表記がみられ、天武一〇年(六八一)以前の木簡と推定される。二文字目は字形から「直」「首」のいずれかとなり、私は「直」の可能性が高いと考えている。犬飼隆氏は「椋の直伝ふ。我が持往く稲は馬得ぬ故、我は反り来(ぬ)。故是に、汝卜部、自ら舟人率て行くべし。其の稲の在処は、衣知評の平留五十戸の且波博士の家(ぞ)」と訓読し、「椋の直が伝える。自分が運んで行く稲は馬が得られないので自分は帰ってきた。だから今、あなた卜部が自身で舟人を引きつれて取りに行つてほしい。その稲の在処は衣知の評の平留の五十戸の且波の博士の家」と訳しており、これに基本的に従いたい。

本木簡は、椋直が衣知評平留五十戸にある且波博士家から稲を持ち運ぼうとしたが、馬を調達できなかつたため、舟で運ぶように卜部に命じたものと考えられる。稲の運搬先は、木簡の出土した西河原遺跡群にあつたクラであろう。すなわち、本木簡もクラとの関わりが深いのである。ここに登場する「椋直」は、法隆寺釈迦三尊像台座墨書銘(史料2)の「椋費」と同じで、東漢氏の一族である。且波博士(大友但波史)はその配下である志賀漢人の一族であり、律令体制導入以前からのつながりが垣間みられる点は興味深いものがある。<sup>(54)</sup>

さらに、史料1にあるように、②山田寺跡下層から日本最古級の木簡四八点が出土している点も注目される。なぜならば、山田寺の造営を開始したのは蘇我倉山田石川麻呂であるが、その複姓の一部に「倉」が含まれるように、クラの管理に深く関わった氏族であつたからである。史料3にも、蘇我氏はクラの検校を職掌としたことが記されている。

以上、クラでの記録を職掌としたクラ氏とその関連氏族の活動痕跡が、史料1・2・5・6に残されていることをみてきた。特に注目されるのは、最も古い時期の法隆寺釈迦三尊像台座の墨書銘(史料2)である。これはクラの扉材に直接書き付けた点で特異であるが、こうした行為とは別に、木簡を使った記録作業にも従事した可能性は十分にある。

前章では、発掘調査で出土した日本最古級の木簡を概観し、それらは多くの種類からなり、八世紀につながる木簡の基本的な使用方法は六四〇年代には確認されることを述べた。本章では法隆寺金堂釈迦三尊像台座の墨書銘を取り上げることによって、より古い六二〇年代には、記録・落書の木簡が使用されていたことを推定した。特に重要だと考えられるのが、「椋費」のような渡来系氏族がクラでの記録事務に関わり、その際に木簡を使用していたと推定される点である。章を改めて、この点をさらに追究してみることにしよう。

### ③百済を中心とする朝鮮半島からの影響

#### 1 王辰爾をめぐる所伝

『日本書紀』欽明・敏達紀には、百済から渡来した王辰爾とその一族が文筆に深く関わったことを示す著名な記事がある。

#### 【史料7】『日本書紀』欽明・敏達紀

- (a) 『日本書紀』欽明一四年(五五三) 七月甲子条  
幸樟勾宮。蘇我大臣稻目宿禰、奉勅遣王辰爾、数録船賦。即以王辰爾、為船長。因賜姓為船史。今船連之先也。
- (b) 『日本書紀』欽明三〇年(五六九) 正月辛卯朔条  
詔曰、量置田部、其来尚矣。年甫十余、脱籍免課者衆。宜遣

胆津(胆津者、王辰爾之甥也)檢定白猪田部丁籍。

(c) 『日本書紀』欽明三〇年(五六九) 四月条

胆津檢閱白猪田部丁者、依詔定籍。果成田戸。天皇嘉胆津定籍之功、賜姓為白猪史。尋拜田令、為瑞子之副。(瑞子見上。)

(d) 『日本書紀』敏達元年(五七二) 五月丙辰条

天皇執高麗表疏、授於大臣。召聚諸史、令誦解之。是時諸史、於三日內、皆不能誦。爰有船史祖王辰爾、能奉誦。由是、天皇与大臣俱為讚美。曰、勤乎辰爾。懿哉辰爾。汝若不愛於学、誰能誦解。宜從今始、近侍殿中。既而、詔東西諸史曰、汝等所習之業、何故不就。汝等雖衆、不及辰爾。又高麗上表疏、書于烏羽。字隨羽黑、既無識者。辰爾乃蒸羽於飯氣、以帛印羽、悉写其字。朝廷悉異之。

(e) 『日本書紀』敏達三年(五七四) 一〇月丙申条

遣蘇我馬子大臣於吉備国、増益白猪屯倉与田部。即以田部名籍、授于白猪史胆津。

(a) は田中史生氏が指摘するように、欽明による百済への軍事支援に関わる記事と考えられる。欽明が行幸した「樟勾宮」は、かつて欽明の父である継体が即位した樟葉宮を指すとみられる。「勾」とは川の屈曲を意味する語であり、宮のすぐ付近には宇治川・木津川・桂川が合流した淀川の川津があったと推定される。「樟」は船材として多用される木であった。欽明による樟勾宮への行幸の一〇ヵ月後には、多くの兵馬とともに船四〇隻が用意されたとあり、それとの関連が考えられる。

(a) によれば、王辰爾は樟勾宮近くの川津に派遣され、そこで「船賦」を「数録」した功績により「船長」に任命され、船史の姓を賜ったという。「船賦」は船からの貢納物を意味するが、より具体的には、田中氏が述

べているように、朝鮮半島への軍派遣を前にした欽明に対する、淀川水系を利用した周辺首長から貢納された軍事物資を指すとみられる。王辰爾はそれらの計算・記録に携わったのである。

(b)・(c)・(e)は、吉備の白猪屯倉に関わる記事である。(b)・(c)は、王辰爾の甥である胆津が、白猪屯倉の「田部丁籍」を「検定」し、その功績で白猪史の姓を賜り、田令に任命されたことを記す。(e)は、白猪屯倉と田部とが増益したことを受けて、胆津に「田部名籍」が与えられたことを記す。これらの人名の書かれた帳簿の性格をめぐっては諸説出されているが、近年、笹川尚紀氏が注目すべき見解を述べている。笹川氏は、(b)「籍」・(e)「田部名籍」と(b)・(c)「田部丁籍」とは別個の存在であるとした。すなわち、田部名籍は、田部として編成され白猪屯倉の経営に携わった青年男子の名簿であり、主に蘇我氏によってまとめられた。一方の田部丁籍は、田部名籍を授けられた胆津がそれを土台にして、欽明一六年頃に選定された田部の成年男子と、親族のうち欽明三〇年頃に成人に達していた男子や若年の男児などが登載されたものとする<sup>(56)</sup>。

(d)は欽明三一年(五七〇)における高句麗からの遣使に関わる一連の記事である。高句麗王からの国書「鳥羽の表」を多くの「東西諸史」が解説できないなか、王辰爾が蒸気で布に写し取って見事に解説したというエピソードを載せる。もちろん、高句麗の国書が鳥羽に書かれていたようなことは考えがたい。この伝承についてもさまざまな解釈が出されているが、犬飼隆氏は、四・五世紀以来の朝鮮半島から導入された漢学の学的水準が六世紀後半には色あせ、当時の半島や大陸との交流には役立たなくなり、新しい水準の漢字用法は主に百済を介して導入されたことが象徴された記事であるとみており、注目される<sup>(57)</sup>。

これら(a)～(e)は氏族伝承の要素も強く、(d)のように額面どおりには受け取れない記事もある。しかし、百済出自の渡来系氏族が物・人の管理や外交で文筆の中心的役割を担ったことは、基本的に認めてよからう。

なお、王辰爾の一族としては、船史・白猪史とは別に津史が存在する。その名の示すとおり、津の管理業務に従事した氏族である。人・物・情報が行き交う津では、文字が使用される場面が多かったことは容易に想像がつく。

さて、『日本書紀』欽明元年(五二〇)八月条に、秦人・漢人などの渡来人を招集して地方に安置させ、「戸籍」に登録したことがみえる。岸俊男氏は、「某戸」を称する渡来系氏族の存在なども踏まえ、日本における「戸」および編戸の源流は、朝鮮からの渡来集団に求められると指摘した<sup>(58)</sup>。白猪屯倉の田部に関わる「籍」といい、戸籍(当該期は族制的なもの)をつくる技術は渡来人がもたらしたのである。なお、(b)・(c)・(e)では人の管理に関わる「籍」についてのみ触れるが、屯倉にはクラが付属する以上、物品管理用の帳簿も当然使用されていたはずである。

それでは、当時いかなる書写材料を用いていたのか。(d)の場合、布が使用されたことを示唆する説話となっているが、あくまでも外交文書である。ここでは列島内で使用されたものを対象にしたい。その際に注目されるのは、上記の「名籍」に「ナムフタ」、「戸籍」に「ヘノフミタ」という古訓が伝わっている点である。すでに指摘されているように、「フタ」「フミタ」とは「札」「文板」のこと<sup>(60)</sup>で、木簡が使われていたことを強く示唆する。日本ではいまだ六世紀代の確実な木簡は出土していないが、韓国では六世紀代の木簡が複数の遺跡から出土している。特に重要なのが、王辰爾の出身地でもあった百済の六世紀木簡である。

なかでも、まとまった数の木簡が出土したのが、百済の首都であった扶余(五三八―六六〇)の陵山里寺址である。陵山里寺址は、王陵群と推定される陵山里古墳群と羅城との間に位置する。寺院を造営する以前の排水路を中心に、六世紀後半頃の木簡一四五点(うち削屑一二五点)が出土しており、文書・記録・付札・習書など多彩な木簡からなる。多くの研究が出されているが、ここでは特に尹善泰・李鎔賢・李炳鎬・田



クラの収納物は米ばかりではなかった。陵山里寺址からは「□月廿六日上床席(竹山六/眠席四)」「(韓303号)」、「□送塩二石」(韓304号)、「斑綿衣」(韓310号)などの語句が記された木簡も出土している。このうち最初の二点は、「上」「送」の語が示すように、物品を移動する際に利用されたとみられる。そのほか「子基寺」と書かれた切り込みのある木簡が出土しており(韓325号)、荷札もしくは付札と考えられる。

一方、陵山里寺址出土の人の管理に関わる木簡としては、横界線を入れて四段書きで複数の人名を記した木簡(韓299号)、百済の官位「奈率」の下に複数の人名を列挙したとみられる木簡(韓298号)、行政区域名「(漢カ)城下部」+百済の官位「対徳」+人名「疎加鹵」と記された木簡(韓297号)、「資丁」の語が確認できる断片(韓307号)などがあげられる。

こうした六世紀における百済での木簡使用の実態をみると、日本と百済との間には密接な交流が展開していることから、木簡を使った文字技術が日本にまったく伝わらなかったとは到底考えがたい。物や人の管理に関わる木簡が百済木簡に数多く存在することは、王辰爾とその一族をめぐる所伝の信憑性を窺わせるに足るといえよう。

こうした物・人の管理に関わる百済の木簡は、七世紀にくだるが、扶余の双北里遺跡・宮南池遺跡や、百済の郡役所と推定されている伏岩里遺跡(羅州市)からも複数出土している。<sup>64</sup>なかでも、双北里遺跡出土の「佐官貸食記」木簡は注目される。本木簡は、「戊寅年六月中/佐官貸食記」という表題(「戊寅年」は六一八年)に続けて、「人名+石数+「上」石数+「未」石数」という記載パターンで書かれたものである。三上喜孝氏によれば、人名の下の石数は貸し付けた穀類の石数、「上」は返納された石数、「未」は未納額の石数を意味し、「上」と「未」の合計数は貸付額の一・五倍に相当するという。本木簡の「貸」、「上」(返納)、「未」(未納)、「半」(一斗の半分)、「甲」(一斗の四分の一)といった表現は、日本の出拳関係の木簡にもみえ、日本の出拳制が百済など朝鮮半島から

の影響を強く受けていた様子が明瞭に窺えるのである。<sup>65</sup>

## 2 王仁をめぐる所伝

さて、王辰爾と同じく百済からの渡来人として名高いのが、書首の祖とされる王仁である。『古事記』応神記によれば、応神天皇の時代に、百済の照古王が和邇吉師(王仁)を派遣して、『論語』一〇巻と『千字文』一卷を伝えたという。また『古今和歌集』仮名序によれば、応神朝に続く仁徳朝に、王仁が「難波津の歌」を詠んだという。

日本列島の各地からは、都城に限らず地方からも、『論語』『千字文』『難波津の歌』の表題や一節を記した木簡が数多く出土しており、文字文化の普及に大きな役割を果たしたことが知られている。<sup>66</sup>もちろん、六世紀に中国南朝の梁で成立した『千字文』を、五世紀前半に想定されている応神朝にもたらしことは到底不可能であり、王仁をめぐる伝承を五世紀前半の史実として捉えることはできない。

しかし近年、日韓における木簡文化の共通性から、日本の文字文化が朝鮮半島、とりわけ百済からの影響が強かったことが判明しつつあり、そうした観点から王仁をめぐる伝承が再評価されるようになってきている。<sup>67</sup>その大きな契機となったのが、韓国の①鳳凰洞遺跡(金海市)と②桂陽山城遺跡(仁川市)から、おそらく統一新羅時代のものと思われるが、『論語』木簡が出土したことであった。ここでは橋本繁氏の提示した①の釈文を提示しておく。<sup>68</sup>

### 【史料9】韓国鳳凰洞遺跡出土の『論語』木簡

- ・ 不欲人之加諸我吾亦欲无加諸人子(文也カ)
- ・ □□子謂子産有君子道四焉其
- ・ 已□□□色旧令尹之政必以告新
- ・ 違之何如子曰清矣□仁□□曰未知

(2019) × 19 × 19 065



語』学而篇の冒頭部「子曰、学而時習之、不亦説乎、有朋自遠方來、不亦樂乎、人不知而不愠、不亦君子乎」を記そうとしたことは明らかである。だが他の三側面は『論語』とは無関係の記載である。

④はもと四側面に墨書があった可能性があるが、右辺が二次的に割られているため、現状では三側面にしか確認できない。うち第一・二面が『千字文』に関わる。『千字文』は四字一句の韻文で二五〇句からなるが、木簡の第一面は『千字文』第一六句「菜重芥薑」と第一七句「海鹹河淡」に対応する。木簡の第二面は『千字文』の第二三句「推位讓國」に相当する。本木簡の上下両端は二次的に切断されているので、本来はもう少し長かった可能性がある。そこで、第一・二面の文字の割付を考慮して、各面六句ずつ第一句から第二四句までの復元案が出されているが、第三面の墨痕は想定される語句として読むことは難しい。

⑤は完形の木簡で、四側面のうち三側面に墨書がある。第三面の上三文字は『論語』学而篇の冒頭部にあたるが、他は『論語』とは関係ない。⑥は本来は四角柱の木簡であったとみられるが、二次的に縦方向に割られ、現状は三角柱状を呈する。第一面は『論語』学而篇を記しており、意味のまとまりごとに空格を設けているのが注目される。第二面は二次的な習書であり、第一面とは直接の関係はない。

⑦は四側面のうち三側面に墨書する。第一面の前半部が『千字文』の第二句「宇宙洪荒」に関わるとみられる。しかし他の二面は、『千字文』とは特に関係のない記載である。

韓国木簡の場合、角柱状の木簡はさほど珍しくないが、日本の木簡は板状の材が圧倒的多数である。日本では角柱状の木簡がほとんどないにもかかわらず、七世紀段階の『論語』『千字文』木簡が四点も認められる点は注目に値しよう。なぜ日本では例外的な角柱状の木簡が、七世紀段階の『論語』『千字文』木簡に集中しているのか。さまざまな理由が考えられるであろうが、私は、『論語』『千字文』が伝来した際、角柱

状の材に記すという方法とあわせて伝えられたからだと推測する。

ただし、日韓の違いも認められる。韓国の『論語』木簡は、四面ないし五面に一連の文章を書いているが、日本でその可能性がかるうじているのは、史料10の④だけである。他の四点は、一面のみが『論語』ないし『千字文』に関連する記載で、他の面には別の記載がなされている。そもそも、角柱状の材を使うのは文字を多く記すことができ、長文を書くのに好都合だからである。だが日本の事例の場合、あまり角柱状の材を用いるメリットがない。このことは、角柱状の材に文章を書く意味がよくわからないまま、形式だけが受け継がれた可能性を示唆している。それもあってか、やがて八世紀になると、角柱状の材に『論語』『千字文』を記すことも、⑥を除いてなくなってしまう。逆にいえば、それだけ七世紀段階は朝鮮半島からの影響が大きかったといえよう。

もつとも、この点については、長大な角柱状の材を用いて、『論語』『千字文』などの初学書を書き写す意味も考えなければならぬ。韓国の『論語』木簡について、その視覚的・象徴的な機能が注目されつつあることは先述のとおりである。しかし、日本の木簡でその可能性があるのは⑦だけであろう。多田伊織氏は⑦について、長大な形状をもつこと、隸書風の古めかしい書体で書かれていることなどに着目し、文字の呪物性を誇示する装置であり、一種の護符のようなものだったと推測している。<sup>73</sup>

一方、④⑤⑥に関しては、象徴的・呪術的な器物であったとは考えにくい。その内容は単純な習書とみるのが自然であり、あえて角柱状の材を選ぶ必然性がないのである。やはり本来の意味がよくわからないままに、『論語』『千字文』は角柱状の材に文字を記すべきである、という考え方が受け継がれたことによる。

ところで、朝鮮三国のうち、高句麗で使われた木簡は発見されていないが、百済と新羅の木簡は徐々に数を増している。百済木簡と新羅木簡のうち、より日本木簡に近いという印象を与えるのは百済木簡のほうで

<sup>(65)</sup>ある。新羅木簡の場合、木の枝を使って、表面の皮を軽くはぎ取り、簡単な整形を加えただけのものが多く（そのため木の髓がしばしば残る）、板状に整形するのが一般的な日本木簡との違いが大きい。対する百済木簡は、たしかに新羅木簡と同じような特徴も認められるとはいえず、七世紀初頭頃の伏岩里遺跡出土木簡に典型的に示されているように、板状に整形したものが少なくないのである。

こうした木簡の整形方法の違いが生じた背景としては、日本・百済・新羅それぞれの木の植生の違いも考慮しなければならない。しかし、日本木簡が百済木簡により親近性が高いことは否定しがたい事実である。これまでの考察を総合的に判断するならば、日本列島における木簡文化は百済に負うところが特に大きかった、と理解することができよう。

#### ④ 黎明期の日本古代木簡

##### 1 日本古代木簡の出現

それでは、日本列島における木簡使用は、具体的にどのようなようにして始まり、いかに展開していったのであろうか。

最初に注目したいのは、八省を中心とする日本の律令官司制の特質に迫った吉川聡氏の見解である。<sup>(66)</sup>吉川氏は、日本の八省は中国と比較して、高度な政治判断を下すよりも、人や物を管理する即物的な職掌を重視している点に特徴があると指摘する。そして、その前史を検討し、文書行政は、物を記録するという、まさに物に密着したところで成立し、クラの官を軸として、租税の収取・人民の把握などに徐々に及んでいく、という見通しを述べている。

この吉川氏の見解は、日本における木簡使用の広がりを考える上でも、重要な指摘であると考えられる。現状では六世紀代の日本木簡が出土してい

ないため実証はできないが、これまでの考察からも明らかのように、物や人の管理に関わる場面を中心に、木簡の使用が始まっていったことは十分に想定できる。さらに、雄略朝に東西文氏（東漢氏、西文氏）がクラで帳簿の勘録に従事するようになったと伝わるので（史料<sup>3</sup>）、すでに五世紀後半に木簡が使用されていた可能性も皆無とはいえない。

もつとも、六世紀以前に遡る確実な木簡が将来出土することがあっても、その出土点数は微々たるものとどまると予想される。第一章で述べたように、日本における木簡の出土点数は、天武朝（六七―七八）頃を境に顕著な違いが認められる点は看過できないからである。これまでに出土した木簡は氷山の一角にすぎないといえ、日本木簡の出土点数が約三万点にも及ぶことに鑑みるならば、各時代における木簡の使用状況、とりわけ日常的な行政の場における木簡の使用状況がある程度反映していることは否定しがたい。

馬場基氏が注意を促しているように、木簡は、行政・支配・収取システムの一環、あるいは道具として機能する面がある。システム運用のノウハウが十分でない段階においては、木簡が本格的に使用されるような状況にはいたらなかったと考えられるのである。<sup>(67)</sup>

とはいえ、遅くとも六世紀後半には、日本でも木簡が使用されたことはほぼ確実である。しかし当初は、王宮や屯倉などを舞台として、物の管理に関わる場面を中心に、かなり限定された形で利用されるとどまると推測される。もともと日本では文字を使用する基盤がなかったことを考えると、館野和己氏が指摘しているように、とりわけ音声では代用できない事項を中心に、木簡は使用され始めたといえる。<sup>(68)</sup>

これに関して参考になるのが、中央ユーラシアのトルファン盆地を支配した麹氏高昌国（五〇一―六四〇）の上奏文書を分析した關尾史郎氏の研究である。關尾氏は、上奏文書は語言葉や音声に置換できない事案に限定して作成され、それ以外の事案は口頭による上申で済まされた可

性能があると指摘している。<sup>(79)</sup>高昌国の上奏文書は紙の文書であるが、日本における木簡使用の始まりを考える上でも参考になろう。

ところで、渡辺晃宏氏は、木簡を機能別に、A情報伝達機能をもつ木簡（文書、帳簿・伝票）、B属性表示機能をもつ木簡（荷札、付札、そのほかの墨書木製品）、C墨書媒体機能をもつ木簡（習書、落書）に分類する案を提示し、それぞれの実例を概観した上で、Aの展開はB・Cよりも遅れて始まる、という見通しを述べている。<sup>(80)</sup>

だがAのうち、文書と記録（帳簿・伝票）とでは性格が大きく異なる点に注意しなければならない。少なくとも記録木簡の場合は、かなり早い段階から使用されたとみるべきであろう。したがって、記録木簡に関していえば、B・Cよりも遅れて登場するとは簡単にはいえない。館野氏が指摘しているように、むしろ記録木簡のほうが先行的に使用された可能性を考えるべきであろう。また、Bのうち荷札は、税制の整備とも密接に関わるため、その出現は付札よりも遅れるように思われる。

このように日本における木簡使用は、まずは記録木簡から始まったと考えられる。記録をつけるためには、暦の存在も必要となってくる。東野治之氏が指摘するように、暦日は漢字を用いた記録の蓄積に欠くことができない。<sup>(81)</sup>よく知られているように、『日本書紀』に付された暦日は、安康五年（四五六）八月条から持統紀（六八七―九七）までは元嘉暦（四四五年施行）に依拠して書かれており、それなりに信憑性が高い。倭の五王は中国南朝の宋に朝貢した際、皇帝の時間的統制下に入った証として、暦が授与されたことはほぼ確実である。果たして暦をどこまで理解できたか疑問も残るが、五世紀後半には日本でも暦が限定的ながら利用されたと推測される。しかし、武（雄略）による四七八年の遣使を最後に、中国との国交はしばらく途絶えてしまう。

その後、六世紀中葉になると、百済に対する軍事援助の見返りとして、暦博士が上番で来日するようになる（『日本書紀』欽明一四年六月条、

同一五年二月条）。そして、推古一〇年（六〇二）には、百済僧の観勒が暦本をともなって来日し、陽胡史の祖先である玉陳が観勒から暦の計算方法を学んだと伝わる（『日本書紀』同年一〇月条）。その二年後には暦日がいられるようになる（『政事要略』卷二五）。こうして日本でも七世紀初頭には暦が定着し、法隆寺金堂釈迦三尊像台座の墨書銘にみるように、木にも年紀が記されるようになるのである。

さらに、東野氏は文字文化の浸透を考える上で、仏教が果たした役割の大きさについても注意を促している。東野氏は、『隋書』倭国伝の「無文字」<sup>一</sup>。唯刻<sup>レ</sup>木結<sup>レ</sup>繩。敬<sup>二</sup>仏教<sup>一</sup>、於<sup>二</sup>百済<sup>一</sup>、求<sup>二</sup>得<sup>レ</sup>仏經<sup>一</sup>、始有<sup>二</sup>文字<sup>一</sup>」に着目した。このうち、未開の状況を示す常套句ともいえるべき「刻<sup>レ</sup>木結<sup>レ</sup>繩」は歴史的事実に反しており、また、百済から仏教が伝来して文字が初めて伝わったとする点も誤りである。だが仏教文化の内容には、經典の書写・読誦・研究、寺院造営にともなう測量・建築・土木の技術、彫刻・絵画・工芸など多方面にわたる技法、それらの施工のための労働力編成や各種資材の出納、財源としての動産・不動産の管理にいたるまで、実にさまざまな分野に及び、いずれも文筆技術の導入が想定されてよく、仏教受容の本格化にともなう波及効果は無視できないと述べる。このように東野氏は、百済から文字文化、すなわち文字を操る技術が入ってきた点は、それなりに事実であったという理解を示している。

さて、百済の陵山里寺址出土の六世紀後半頃の木簡のなかには、「宿世結業同生一処是／非相問上拜白來」と記された木簡（韓<sup>59</sup>号）のように、仏教色の強いものが含まれている。百済から日本への仏教伝は五三八年・五五二年の二説があるが、日本で仏教が徐々に浸透し出すのは六世紀末以降とみられる。こうした仏教の浸透にともなって、木簡使用が広がっていく、という側面も想定されてしかるべきである。

ただし、『日本書紀』推古三二年（六二四）九月丙子条によれば、当時の寺院数は四六しかなく、考古学所見によれば、飛鳥とその周辺部に

ほぼ限定されていた。しかし、法隆寺金堂釈迦三尊像台座の墨書銘に「相見可陵面未識心陵可時者」があったように、仏教文化と関わりながら、木に墨書することは確実に始まっていたのである。

もちろん、暦や仏教だけが文字の使用を促したわけではない。六世紀において百濟からは、五経博士・医博士・易博士などがやってきたり、卜書・天文地理書・遁甲方術書がもたされたりした（『日本書紀』継体七年六月条、同一〇年九月条、欽明一四年六月条、同一五年二月条、同推古一〇年一〇月条）点も忘れてはならない。

日本と中国との間の国交は、倭王武による四七八年遣使ののち、推古八年（六〇〇）の遣隋使派遣まで、長らく途絶していた。この間の日本は、主として、中国南朝との交流を持続していた百濟を通じて、軍事支援と引き替えに、大陸由来の各種技術や文物の摂取につとめた。その最も根幹となるのが、文筆技術の習得であったと考えられる。

以上を木簡使用の第一段階とすれば、第二段階の始まりとなるのが、木簡の実在が発掘調査によって裏づけられる六四〇年代頃である。点数は少ないが、多くの種類の木簡が存在したことが確かめられる。ただし、日本最古級の木簡は基本的に飛鳥・難波とその近辺からしか出土しておらず、その使用範囲は依然として限定されたものであった。また、その後の木簡と比べると、典型的な書式によって記載されたものが少ない。

さらに、史料1の日本最古級の木簡を改めて概観してみると、七世紀後半以降の木簡と比較して、やや特殊な場面で使用された木簡の比率が高いという印象を受ける。たとえばNo.1は、金銀で装飾された大刀のこゝとを問題にしているようであり、日常的な事例とはいえない。「はじめに」で触れたように、日本列島における初期段階の文字は、刀剣などの呪術性を備えた器物に特別に刻まれているが、このことと関係しないか、興味がそそられる。

同じくNo.21の呪符木簡も、非日常的なものである。「皮留久佐乃皮斯

米之刀斯□」という和歌を記したNo.48も、もともと下端欠損部に下の句が記されていたとすれば、典礼などの場で使用された可能性が生じ、ハレの日に使用された木簡ということになる。No.26も訴訟に関わる内容が書かれており、あまり日常的なものとはいえないし、あるいは文例の類から書き写したようにもみえ、少なくとも通常の行政の場面で頻繁に作成されるような木簡ではない。

もうひとつ史料1で注目されるのは、No.22のように、仏教経典に関わる記載をもつものが含まれている点である。仏教の普及が文字文化の浸透に重要な役割を果たしたことは先に述べた。史料1に示されているように、寺院跡からは多数の木簡が出土している点を確認しておきたい。

ここで問題となるのは、六四〇年代頃に木簡の使用が第一段階に比べて拡大することになった理由である。そのとき誰しもが想起するのは、いわゆる大化改新(82)との関連であろう。戦後歴史学において『日本書紀』の史料批判が進んでいった結果、大化改新をまったくの虚構とした改新否定論は極端であるとしても、『日本書紀』が記すほどには画期的な改革ではなかった、という見方が広く浸透するようになった。しかし近年では、前期難波宮の発掘調査の進展や七世紀木簡の大量出土などを受けて、孝徳朝（六四五―六五四）を再評価する動きが生じつつある。大化改新の実効性については、依然として研究者ごとに解釈の幅は大きいが、大化改新を完全な虚構として退けられないことは明らかである。六四〇年代頃に木簡の使用が拡大される背景として、大化改新をあげることは決して不当ではないと考える。ただし、こうした見方は大勢論にとどまっているのが実状で、具体的な連関性は今後の検討課題としたい。

そして第三段階の始まりが、木簡の出土点数が爆発的に増加する七世紀後半の天武朝（六七二―八六）である。これまでのように王都とその周辺部のみならず、郡家跡などの地方遺跡からも木簡が出土するようになる。節を改めて、第三期の状況をもう少し詳しくみてみよう。

## 2 日本古代木簡の展開

天武朝（六七二―七八六）が大きな画期となることは、木簡出土点数の爆発的増加・出土遺跡の拡大のほかに、紀年銘木簡の側面からも窺うことができる。日本古代の紀年銘木簡は、前期難波宮跡出土の「戊申年」〔大化四年、六四八〕木簡を嚆矢とするが、天智朝（六六二―六七二）までは散発的にしか存在していない。だが天武朝になると、「乙亥年」（天武四年、六七五）を出発点として、連年にわたって紀年銘木簡が確認できるようになり、かつ同一年に複数となる場合も増えてくる。

山本崇氏が指摘するように、天武四年は政策・官文書制度・国家儀礼の整備という点で、画期となる年であった。<sup>(83)</sup> すなわち、①部曲の停止と王臣家・寺院による大土地私有の停止という重要政策が発せられた。②公験となる官文書、とりわけ詔の保管は本年の詔から確認できる。③勅を諸国に送達する使者が存在する。④詔の客体の表記が、のちの宣命に連なる、親王・諸王・群臣百寮・天下人民とみえはじめる。⑤本年の前年から後代に継続する年中行事が『日本書紀』に散見するようになる。ただし山本氏は、以上の事実と紀年銘木簡の増加とは単純に対応させられないとする。山本氏は、天武四年から和銅三年（七一〇）までの紀年銘木簡一七〇点を、記録を含む文書木簡と荷札木簡とに大別し（内容不明の削屑も文書木簡に含める）、次の二時期に分けて整理をした。

〔1〕 天武四年から文武四年（七〇〇）

〔2〕 大宝元年（七〇一）から和銅三年

その結果、〔1〕では紀年銘木簡一一点のうち、文書木簡は三二点、荷札木簡は五七点で、荷札木簡が優勢であったが、〔2〕になると紀年銘木簡五九点のうち、文書木簡は三一点、荷札木簡は一九点となり、文書木簡の比率が増加するとともに、記録よりも文書が目立つようになる。さらに、木簡以外の文字使用の痕跡を踏まえることで、木簡はまず記録・

帳簿および付札から始まり、七世紀後半にいたり荷札、そして文書へと使用の範囲を拡大していくとみた。文書木簡の内容の変化は「帳簿から文書へ」と捉えられ、紀年銘木簡によるかぎり、この重心の移動は天武朝の末頃から持統朝（六八七―九七）にかけて徐々に進行し、大宝令にいたると理解した。

山本氏自身が断るように、以上の議論は大勢を把握するために、対象を年代の確かな資料に限定したものである。当然のことながら、木簡に年紀を記す意味は、木簡の種類によって異なってくる。一例として、藤原京跡左京七条一坊（衛門府の本司跡）出土の木簡を取り上げてみよう。<sup>(84)</sup> 池状遺構SX五〇一からは、一万二六二五点の木簡が一括廃棄された状態で出土しており、基本的に大宝元年・同二年のものとみられる。紀年銘木簡に限れば、たしかに文書が優勢であるが、木簡全体に占める量からすれば、文書よりも記録のほうが格段に多いのである。

このように紀年銘木簡だけをすべてを推し量ることはできない。しかし、七世紀後半から八世紀初頭にかけての木簡全体を概観してみると、七世紀後半になると荷札木簡が増大してくると、八世紀初頭になると文書木簡の割合が増すこと、この全時期を通じて記録木簡が多く存在していることは、たしかに事実として認められる。

もちろん、七世紀後半にも文書木簡は存在する。第一章でも触れたが、「某の前に白す」という書式の上申文書の木簡、すなわち前白木簡はかなりの数を認めることができる。また、前白という書式をとらなくても、上申時に使用された木簡は少なくない。一例ずつあげておこう。

### 〔史料11〕七世紀後半の上申木簡

(i) 大夫前恐万段頓首白 〔僕カ〕 眞乎今日国

・下行故道間米无龍命坐整賜

293×31×6 011 木25-45頁-9号

(ii)・己卯年八月十七日白奉経

・観世音経十巻記白也

186×23×4 011 飛21-1号

(i)は飛鳥京跡苑池遺構から出土した前白木簡である。「大夫の前に恐みて万段頓首して白す。僕真乎、今日、国に下り行く故に、道の間の米無し。寵命に坐せ、整え賜え」と訓読できる。「寵命」は本来「天皇の命令」を意味するが、ここでは広く「上司・主人の命令」を指している。「寵命坐」は「上司の命令をいただきまして」の意である。急遽地方へ下向することになった真乎なる者が、道中の食料米の支給を願った木簡である。

(ii)は石神遺跡から出土した、前白形式をとらない上申木簡である。「白奉」と「記白」の解釈をめぐって複数の訓読案が考えられるが、ひとまず「己卯年八月十七日、白す。奉る経は、観世音経十巻を記すと白す也」と訓読し、観世音経の写経を命じた人物に対して、それを担当する配下の者が、進捗状況を写経者に報告させ、その情報を上申した木簡である、という見解に従っておく。

このように前白木簡を中心に数多くの上申木簡が出土しているのとは対照的に、渡辺晃宏氏が指摘するように、七世紀の下達木簡の事例は極めて少ない。おそらく、次のような木簡があげられる程度である。

【史料12】七世紀後半の下達木簡

① 二月廿九日詔小刀二口 針二口 「 $\square$ 」

182×29×3 011 黎66号

② 卯時  $\square$  (54)×(13)×1 081 飛藤1-664号

③ 陶官召人 (127)×32×3 019 黎67号

④・乙酉年四月一日召 官大夫 勾連諸  $\square$  謀賜 即下

342×(26)×3 081 黎136号

⑤・椋  $\square$  伝之我持往稲者馬不得故我者反来之故是汝下部

410×35×2 011 黎55号

ただし、小刀・針の製作という小事に関する命令である。もともと「詔」は、八・九世紀の「勅旨」と同じく、「天皇御料」といった意味にすぎないという意見もあり、必ずしも下達木簡とはいえない可能性も残る。

⑥は人の召喚時に使われる召文木簡である。⑦は飛鳥池遺跡の北地区(飛鳥寺関連地区)から出土した。時刻が記されており、緊急を要する召喚であったと推測される。⑧は藤原宮・京造営時の運河から出土した。下端が欠損しており、記載の冒頭部が残るにすぎない。⑨は十里遺跡(滋賀県栗東市)から出土した。後半部は「官大夫勾連、諸相謀り賜い、即ち下す」という訓読案が出されている。召喚対象者が「官大夫勾連」なのか、木簡には明記されていない某人なのか、判断は難しい。⑩は先に史料6として掲げたもので、森ノ内遺跡からの出土である。内容的に下達とみられるが、冒頭は「椋(直)伝」で始まり、下達文書であることが書式の上で明示されているわけではない。文面を読んで、はじめて下達であることがわかるのである。

このように七世紀後半の下達木簡はごく少数しか存在しない。八世紀以後になると、大宝令施行(七〇一年)を受けて、「符」の木簡が多数登場するようになるが、七世紀にはその確実な事例は認められない。

ではなぜ、七世紀後半において、上申時は木簡が作成される機会が多かったのに対して、下達時は少なかったのか。極めて難しい問題ではあるが、簡単に現時点での見通しを述べておきたい。

一般に紙の文書と比較して、木簡は軽微な内容を伝達する際に使用される。上申木簡が多いということは、上申時には軽微な事項であっても文字化することが求められていた可能性を示唆する。大変唐突なようではあるが、秦律一八種には「有<sub>レ</sub>事請也、必以<sub>レ</sub>書。母<sub>二</sub>口請<sub>一</sub>、母<sub>二</sub>鞮請<sub>一</sub>」<sup>92</sup>とあり、上申の際は必ず書面によるものとし、口頭でおこなったり、人に委託することを禁じている点は注目される。こうした意識が、七世紀段階の日本にも育まれるようになってきたのではないか。

ここで改めて注目したいのは、前白木簡にみられる次のような特徴である。すなわち、(a)宛先が冒頭に書かれる、(b)宛先は地位・尊称・官職が一般的で、特に「大夫」などの普通名詞が多い、(c)差出はしばしば省略される(ただし、③のように、差出が文中で一人称の形で登場するとはある)、(d)日付はほとんど書かれない、といった点である。

これらの特徴から、前白木簡は口頭伝達と密接な関係を持ち、当事者どうしのやりとりの際に使用されたことが指摘<sup>(92)</sup>されている。たしかに、前白木簡の記載内容は委曲を尽くしておらず、口頭による補足説明を不可欠としたと考えられる事例が多い。史料11の(i)を例にとると、要件は比較的詳しく書かれているが、それでも、真乎がどの国へ下向するのか、どれだけの道中の米の支給を望んでいるのか、といった点は文面からは直接伝わってこないのである。

しかし、口頭で簡単に依頼できる軽微な内容にもかかわらず、その要点をわざわざ文字化した意義を看過してはならない。文書による伝達と口頭による伝達とは、相互に補い合う関係にあったと考えるべきであろう。私は、必要最小限の記載をおこなった上で、口頭で願い出る際に使用されたのが、前白木簡に代表される上申木簡であり、一種の小道具と

しての意味合いもあったのではないかと推測<sup>(93)</sup>している。

これに対して、下達は口頭による伝達が第一義的であったと考えられる。まず、軽微な下達事項の場合、大きく次の二つが想定される。第一は、上申事項を受けて、決裁する場合である。口頭で決裁すればよく、わざわざ独自に木簡を作成するまでもなかったと思われる。決裁内容を文字化する場合でも、上申文書に判を一筆加えれば、それで済んだのではないか。第二は、独自に新たな命令を下す場合で、当事者に直接命令を口頭で伝えることができれば、それで済んだと思われる。もし空間的に離れた者に伝達する必要があるれば、下達木簡が作成されたことであろう。ここで史料12の下達木簡の事例を振り返ってみると、①②③④のように召文木簡が三点含まれていることは注目される。召喚される者がその場にはいないため、使者をたてて召喚することになるが、その際に一種の証明書として機能した可能性がある。一方、重要事項を下達する際には、木簡ではなく紙を使って文字化したと考えられる。

以上のような事情によって、七世紀後半における下達木簡の出土事例は少ないのだと推測される。やがて八世紀になると、下達木簡の点数が増えてくるようになる。その理由は、律令制的な文書行政の進展にともない、下達事項の場合にも文書を作成することが徐々に求められたからであろう。しかし八世紀以後でも、上申木簡と下達木簡とは、より前者のほうが数量的に多いように感じられる。

ここで今一度、天武朝における変化を再確認しておく、①木簡の出土点数が爆発的に増えること、②紀年銘木簡も天武四年(六七五)以後連続して現れるようになること、③木簡の出土する遺跡の範囲も拡大すること、④荷札木簡の出土が目覚ましくなること、⑤前白木簡など上申木簡が多く使用されるようになること、以上の五点があげられよう。また、新たな事態とはいいいくいが、⑥記録木簡が多く使用されていること、⑦習書木簡も多く出土していること、この二点も重要である。

こうした木簡使用の飛躍的發展をもたらした歴史的背景として、天武四年（六七五）の画期にその一端が示されているように、日本律令国家の建設にともなう地方支配の進展や文書行政の展開があったと考えられる。そして、これらを下支えたのは、文字文化の本格化であろう。三上喜孝氏は、七世紀後半から八世紀前半にかけての時期を文字文化の体系化がなされる時期として位置づけ、字書木簡や習書木簡が顕著にみられるようになったこと、「非漢文」が登場するようになったこと、に着目している。固有語のなかに漢字を体系化する（内部化する）試みが認められるとし、それまでの文字使用の様相とは質的に大きく異なるとする。それを可能としたのは、六六三年の百濟滅亡による百濟遺民の日本列島への大量移入や、六六八―七〇一年の唐との国交途絶の時期における新羅との濃密な交流であるとする<sup>94</sup>。この三上氏の研究をはじめ、近年の諸研究が明らかにしつつあるように、たしかに、日本の七世紀木簡には朝鮮半島からの影響が色濃く認められるのである。

ところが七世紀末に藤原不比等が台頭すると、それまでの親新羅路線から唐風化路線への転換が図られる。その画期となる年が大宝元年（七〇一）であり、約三〇年ぶりとなる遣唐使の任命（天候不順のため、派遣は翌年に延期）、大宝律令の制定・施行、独自年号（大宝）の使用などがそれを象徴している。鐘江宏之氏が指摘するように、朝鮮半島を経由して中国の古い制度を学ぶのではなく、最新の中国の制度を直接摂取しようとする志向が強くなっていくのである<sup>95</sup>。

この点は木簡からも明瞭に窺うことができる。大宝令の施行を受けて、地方行政の単位であるコホリの表記は、朝鮮系の「評」から中国系の「郡」に一斉に切り替えられ、クラ字も「椋」から「倉」などへと改められていく。官位の表記も唐にならって数字を使って上下関係を示すように変化し、日付を書く位置も冒頭から末尾へ移動していった。木簡の書風についても、八世紀初頭までは中国の南北朝時代に流行した古い書体が一

般的であったが、それ以後は唐風の新しい書体が広まっていく。前白木簡の使用も徐々に減り、大宝公式令に依拠した文書様式が普及する。

以上は一部の現象を述べたに過ぎない。いうまでもなく、すべての変化が大宝元年に綺麗に現れたわけではない。八世紀以後になっても、これまで朝鮮半島を介して学んできたことが基層として残り、新羅との交流は対立を交えながらも続いていく。とはいえ、大宝元年が大きな転換点となることもまた紛れもない事実である。もちろん、大宝二年に遣唐使が再開されたといっても、原則として二〇年に一度の派遣であり、<sup>96</sup> 過度の評価は慎むべきである。しかし、同時代の中国に直接目を向けるようになった点は、きちんと踏まえておく必要がある。

## おわりに

本稿では、黎明期の日本古代木簡を取り上げ、日本列島における木簡の使用がいかに始まり、どのように展開していったのかを検討した。考察は多岐にわたったが、得られた結論は次のようにまとめられる。

- (一) 日本列島における木簡使用は、王仁や王辰爾の伝承が示唆するように、百濟を中心とする朝鮮半島から渡来した人々を通じて、早ければ五世紀代に、遅くとも六世紀後半には開始された。具体的な証拠物によっては裏づけられないが、『日本書紀』の記事やその後の状況などを総合すると、王都とその周辺部、屯倉を中心とした地方拠点で、限定的に使用されるにとどまったと推定される。当該期には、主として物や人の管理に関わって、音声では代用できない事項を中心に、記録木簡が先行する形で使用されたと推測される。
- (二) 六四〇年代頃になると、ある程度木簡が普及するようになり、発掘調査によって木簡の存在を確かめることができるようになる。しかし、木簡が出土している場所は、基本的に飛鳥・難波といった

王都とその周辺部にとどまり、依然として大きな広がりには認められない。出土点数も微々たるものにとどまっている。とはいえ、文書・記録・荷札・付札・習書・その他の木簡が存在しており、その後につながる木簡使用が認められる点は重要である。ただし、木簡の内容を具体的にみると、その後の木簡と比べて、典型的な書式にもとづいて記載されたものが少なく、やや特殊な場面で使用された木簡の比率が高い。これらのことは、日常的な行政の場で木簡を使用する機会が、のちの時代よりも少なかったことを意味している。

(三) 天武朝(六七二―七八六)になると、木簡の出土点数が爆発的に増大し、紀年銘木簡も天武四年(六七五)以後連続して現れるようになる。木簡が出土する遺跡も、王都とその周辺部に限られなくなり、地方への広がりも顕著に認められる。木簡の種類・内容に注目すると、荷札木簡が目立つようになり、前白木簡など上申の文書木簡も多く使用されている。また、記録木簡や習書木簡も頻用された。ただし、下達の文書木簡はあまり使われなかった。こうした木簡文化の飛躍的発展をもたらした背景として、日本律令国家の建設にともなう地方支配の進展・文書行政の展開があった。天武朝とそれに続く持統朝(六八七―七〇一)には、日本と中国(唐)との間に国交はなく、新羅との直接交渉を通じて、さらに渡来人の子孫や亡命百済人などの知識を総動員しながら、国づくりが進められた。そのため、当該期の木簡には、韓国木簡の影響が色濃い。

(四) 大宝元年(七〇一)になると、約三〇年ぶりとなる遣唐使の任命(天候不順のため、派遣は翌年に延期)、大宝律令の制定・施行、独自年号(大宝)の使用などがおこなわれ、従来のような朝鮮半島を経由して中国の古い制度を学ぶのではなく、同時代の最新の中国制度を直接摂取しようとする志向が強くなっていく。これにともなって、木簡の表記・書式・書風などの面で、同時代の唐を模倣

する動きが現れ、かつての朝鮮半島からの直接的な影響がやわらぐ。右のうち、本稿で特に重点をおいて検討を進めたのは、これまで考察が比較的手薄であった(一)(二)に関する部分である。結論自体は常識的かつ平凡なものにとどまったかもしれないが、日本最古級となる木簡の再検討、法隆寺金堂釈迦三尊像台座墨書銘の再釈読、日本木簡と韓国木簡との比較作業などを通じて、可能なかぎり具体的な史料に即す形で議論を進めたつもりである。(三)(四)については、特に重要と考えられる事項を中心に触れるにとどめた。今後は(三)(四)についても、その後の展開も含めて、より詳しく検討してみたい。さらには、木簡以外の文字資料にも目を向け、日本列島における文字使用の開始・実態を明らかにし、文字使用開始の歴史的意義にまで考察を高められればと思う。諸賢の厳しいご批評をお願いしたい。

註

- (1) 神野志隆光「文字とことば・日本語」として書くこと(『万葉集研究』二二、一九九七年)、同「漢字テキストとしての古事記」(東京大学出版会、二〇〇七年)など。
- (2) 後述する柳町遺跡出土木製短甲留具も含め、具体的な資料については、国立歴史民俗博物館編『古代日本 文字のある風景』(朝日新聞社、二〇〇二年)、「文字のチカラ展」実行委員会編『文字のチカラ 古代東海の文字世界』(名古屋屋博物館、二〇一四年)など参照。
- (3) 平川南『墨書土器の研究』(吉川弘文館、二〇〇〇年)第一章、東野治之「七世紀以前の金石文」(『大和古寺の研究』塙書房、二〇一一年、初出二〇〇〇年)など。
- (4) 三上喜孝「日本古代の文字と言語」(『日本古代の文字と地方社会』吉川弘文館、二〇一三年)、森下章司「鏡・支配・文字」(平川南他編『文字と古代日本』支配と文字』吉川弘文館、二〇〇四年)。以下、「はじめに」における三上氏の見解はこれによる。
- (5) 本稿は、一般書として著した拙著『飛鳥の木簡』(中央公論新社、二〇一二年)第一章の一部をより詳細に、新たな論点も多数付け加えながら論じ直したものである。部分的に重複するが、ご了解をお願いしたい。

- (6) このうち飛鳥地域の遺跡から出土した木簡については、拙著『飛鳥藤原木簡の研究』(瑞書房、二〇一〇年)第一章で概要を述べたので、参照されたい。ここでは、飛鳥地域の遺跡の主要な報告書について取り上げているので、ここでは掲載することを省略する。
- (7) 栄原永遠男「難波宮跡西北部出土木簡の諸問題」(『大阪の歴史』五五、二〇〇〇年)。なお、遺跡の状況については、大阪府文化財調査研究センター編『大坂城跡Ⅱ 大坂城発掘調査報告書Ⅱ』(大阪府文化財調査センター調査報告書第七四集、二〇〇二年)を参照。
- (8) 難波長柄豊碕宮の造営過程は、吉川真司「難波長柄豊碕宮の歴史的位置」(大山喬平教授退官記念会編『日本古代国家の史的特質 古代・中世』思文閣出版、一九九七年)が最も代表的な研究であり、拙稿「難波長柄豊碕宮の造営過程」(武田佐知子編『交錯する知』思文閣出版、二〇一四年)でも検討を加えている。吉川論文と拙稿との違いは、吉川論文が大化五年(六四九)を難波長柄豊碕宮の造営開始時点とみるのに対して、拙稿はその数年前に造営が開始されたとみる点にある。
- (9) 前期難波宮跡出土土器の年代観は、佐藤隆「土器の編年研究からみた前期難波宮の暦年代」(積山洋編『東アジアにおける難波宮と古代難波の国際的性格に関する総合研究』平成18〜21年度科学研究費補助金(基盤研究(B))研究成果報告書、二〇一〇年)など参照。
- (10) 七世紀木簡の実例によると、文書・荷札・付札木簡は一行書きが基本であるのに対し、記録木簡は複数行で書かれるものが少なくない(鐘江宏之「七世紀の地方木簡」『木簡研究』二〇、一九九八年)。ちなみに、裏面の別筆3も「佐□□十六」という数量記載があり、かつ二行(以上)書きであるので、記録木簡であった可能性が高い。
- (11) 兵庫県教育委員会編『三条九ノ坪遺跡』(兵庫県文化財調査報告第一六八冊、一九九七年)。
- (12) 東野治之「法隆寺伝来の幡墨書銘」(『日本古代金石文の研究』岩波書店、二〇〇四年、初出一九九五年)、佐藤宗諱「紀年木簡と年号」(『東アジアの古代文化』一〇三、二〇〇〇年)など。
- (13) 橋本義則「山田寺跡出土の木簡」(『考古学ジャーナル』三三九、一九九一年)、寺崎保広「木簡」(『奈良文化財研究所編『山田寺発掘調査報告』二〇〇二年)など参照。
- (14) 大橋一章「山田寺造営考」(『美術史研究』一六、一九七九年)、熊谷公男「日本百済大寺の造営と東アジア」(『東北学院大学論集 歴史と文化』四〇、二〇〇六年)。
- (15) 桜井市教育委員会編『阿部丘陵遺跡群』(一九八九年)など。
- (16) 東野治之「上之宮遺跡と聖徳太子の上宮」(註③)書所収、初出一九九三年)、仁藤敦史「飛鳥・藤原の都」(平野邦雄・鈴木靖民編『木簡が語る古代史 上』吉川弘文館、一九九六年)など。
- (17) 難波宮址顕彰会編『難波宮跡研究調査年報一九七四』(一九七六年)。
- (18) 福山敏男「難波宮跡出土の「宿世」木簡について」(『京都府埋蔵文化財論集第一集』一九八七年)。
- (19) 古市晃「難波宮出土木簡の諸問題」(『共同研究成果報告書』二、大阪歴史博物館、二〇〇八年)。以下、古市氏の見解はこれによる。
- (20) 大阪市文化財協会編『桑津遺跡発掘調査報告』(一九九八年)。
- (21) 三重県埋蔵文化財センター編『平成21〜23年度県営農基盤整備事業地域(伊勢管内)埋蔵文化財発掘調査報告』(三重県埋蔵文化財調査報告三三六、二〇一三年)。
- (22) ⑫は大阪市文化財協会編『難波宮址の研究第七』(一九八一年)、⑬は同『難波宮址の研究第十一』(二〇〇〇年)、⑭は同『同第十八』(二〇一二年)、⑮は同『大和ハウス工業株式会社による建設工事に伴う難波宮跡・大坂城跡発掘調査報告(NW〇六一)報告書』(二〇〇六年)、⑯は大阪市教育委員会・大阪市文化財協会編『平成一四年度大阪市内埋蔵文化財包含地発掘調査報告書』(二〇〇四年)、⑰・⑱は『大坂城跡Ⅱ 大坂城発掘調査報告書Ⅱ』(前掲註7)など。
- (23) 川越俊一「藤原京条坊年代考」(『研究論集XI』奈良国立文化財研究所学報第六〇冊、二〇〇〇年)など。
- (24) 伊場遺跡群は浜松市教育委員会編『伊場遺跡総括編』(文字資料・時代別総括)二〇〇八年、西河原遺跡群は滋賀県立安土城考古博物館編『古代地方木簡の世紀』(二〇〇八年)、屋代遺跡群は長野県埋蔵文化財センター編『長野県屋代遺跡群出土木簡』(長野県立埋蔵文化財センター発掘調査報告書第五四集、一九九六年)、観音寺遺跡は徳島県埋蔵文化財センター編『観音寺遺跡Ⅰ(観音寺遺跡木簡篇)』(徳島県埋蔵文化財センター調査報告書第四〇集、二〇〇二年)、同『観音寺遺跡Ⅳ(第3分冊 木簡編)』(同第七一集、二〇〇八年)など。
- (25) 東野治之「出土資料からみた漢文の受容」(『国文学 解釈と教材の研究』四四一―一、一九九九年)。
- (26) 渡辺晃宏「志摩国の贄と二条大路木簡」(『続日本紀研究』三〇〇、一九九六年)、樋口知志「難波宮跡北西部出土の食料品付札木簡をめぐって」(『東アジアの古代文化』一〇三、二〇〇〇年)などによって、物品名しか書かれていない贄の荷札の存在が明らかにされ、栄原永遠男註(7)論文も贄の木簡とみている。
- (27) a・c説に鈴木靖民「難波宮木簡をめぐる視角」(『東アジアの古代文化』一〇三、二〇〇〇年)、b説に前田晴人「難波出土の「王母前」木簡をめぐって」(『飛鳥時代の政治と王権』清文堂、二〇〇五年)、森公章「七世紀の荷札木簡と税制」

- (28) 『木簡研究』二八、二〇〇六年) など。  
上下二片からなるNo.14は、中間を欠き、下片の下端は二次的に削る。下片の最後の文字はウ冠が確認でき、「家」となる可能性が高い。そうだとすれば、人名が二人分書かれていたことになる。飛鳥池遺跡出土木簡に「三枝部赤男調」(飛藤「20」号)、「<sup>〔室部カ〕</sup>首調」(同32号)、「伊西部<sup>〔開調〕</sup>」(同38号)など、「人名+調」という書式の事例があり、地名は書かれていない。これらの事例から、No.14も荷札となる可能性が高いと考えた。
- (29) 館野和己「律令制の成立と木簡」『木簡研究』二〇、一九九八年)。以下、本節における館野氏の見解はこれによる。
- (30) 平川南「百済の都出土の「連公」木簡」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一五三、二〇〇九年)。
- (31) 栄原永遠男「万葉歌木簡を追う」(和泉書院、二〇一一年) など。なお、九文字目「之」は「し」の音を示す可能性もあるが、「斯」(し)と区別されていることから、ここでは仮に「の」とした。
- (32) 東野治之「木簡に現われた「某の前に申す」という形式の文書について」(『日本古代木簡の研究』塙書房、一九八三年)、李成市「韓国出土の木簡について」(『木簡研究』一九、一九九七年)、註(6)拙著第九・十章など参照。
- (33) ただし一点気になる前白木簡として、飛鳥池遺跡から出土した「大徳御前頓首<sup>□</sup>」と書かれた七世紀後半頃の木簡がある(飛藤「26」号)。本木簡は上部の左右に切り込みがあり、荷札・付札状を呈する。しかし、下端が折れており、物品進上のために使用されたかどうか現状では確かめられない。
- (34) 高田良信「釈迦三尊像の台座裏から発見された十二文字の墨書」(『伊弉留我』二二、一一、一九九〇年)。
- (35) 東野治之「法隆寺金堂釈迦三尊像台座の墨書銘」(註12)書所収、初出二〇〇一年)。
- (36) 館野和己「釈迦三尊像台座から新発見の墨書銘」(『伊弉留我』一五、一九九四年)。以下、本節における館野氏の見解はこれによる。
- (37) 東野治之「古代日本の文字文化」(平川南編『古代日本 文字の来た道』大修館書店、二〇〇五年)、同註(3)論文。
- (38) 釈迦三尊像や銘文の年代を七世紀後半とする異説も少なくないが、それに対しては東野治之氏が反論を加えている。東野治之「法隆寺金堂釈迦三尊像の光背銘」(註12)書所収)。
- (39) 新川登亀男「日本古代の文字文明」(河野貴美子・ウィーブケデー・ネーケ編『アジア遊学162 日本における「文」と「ブンガク」』勉誠出版、二〇一三年)。
- (40) 李成市「古代朝鮮の文字文化」(『古代日本 文字の来た道』前掲註(37)など)。
- (41) 笠井倭人「加不至費直の系譜について」(『古代の日朝関係と日本書紀』吉川弘文館、二〇〇〇年、初出一九七二年)は、論文発表時に知られていた用例を集めて、「借字費直の使用はすでに六世紀の初頭よりみられ、それは推古朝頃まで続くが、その後、極めて短期間の借字費の使用時期を経て、「庚午年籍」作成期に至ると、原則的に直字に統一され終った」と判断している。しかし、その後出土した七世紀後半頃の木簡に「費直」と書かれた事例(図2の飛鳥京跡苑池遺跡出土木簡など)があるように、「費直」↓「費」↓「直」と綺麗に切り替わるわけではない。とはいえ、「費直」↓「費」↓「直」よりも古い表記であることは確かである。厳密にいえば、内蔵と大蔵がいつの時点で分化するのか(『古語拾遺』の記述を鵜呑みにできるかどうか)という問題とも関わるが、「大蔵」はともかくも、「椋」は簡単に内蔵と一対一で対応するとは限らない。もし内蔵と大蔵の分化が遅れるのであれば、「椋費」は内蔵氏・大蔵氏の両方を含みこむことも考えられる。この問題は本稿の論旨に直接関わらないため、特に深追いしないこととする。内蔵と大蔵の分化に関わっては、石上英一「大蔵省成立史考」(彌永貞三先生還暦記念会編『日本古代の社会と経済』上 吉川弘文館、一九七八年)など参照。
- (43) 吉川聡「律令官司制の構造とその成立」(『日本史研究』四四四、一九九九年)。
- (44) 東野治之「奈良平安時代の文献に現われた木簡」(『正倉院文書と木簡の研究』塙書房、一九七七年、初出一九七四年)。
- (45) 原秀三郎「倉札・札家考」(『木簡研究』八、一九八六年)、同「木簡と墨書土器」(『岩波講座日本通史』5 古代4 岩波書店、一九九五年)。
- (46) 平川南「倉札」(『古代地方木簡の研究』吉川弘文館、二〇〇三年、初出一九九〇年)。
- (47) クラと関わる大型木簡といえば、伊場遺跡から出土した「屋椋帳」と称される長さ一メートルを超える大型木簡(黎2号)も想起されるかもしれない。これは多数の人名を列記し、各人名の下には「屋」もしくは「椋」と記し、その下には「<sup>〔一〕</sup>ないし<sup>〔二〕</sup>のような墨痕が認められるものである。「駅評人」「五十戸造」「加<sup>〔毛〕</sup>五十戸人」などの語句がみられ、五十戸表記から天武一〇年(六八二)以前と推定される木簡である。しかし、これは本稿で問題としている倉札とは直接の関係はないと思われる。本木簡については、伊場遺跡の存在する淵評の屋椋を書き上げたものとする見解が一般的である。これに対して鐘江宏之氏は、「日下部<sup>□</sup>木椋二今作」「今<sup>□</sup>」という記述に着目し、個人が椋を一度に二度造営することは考えにくいという理由から、ここに列挙された人々が屋・椋の造営作業にどの程度従事したのかを書き上げた帳簿ではないかと指摘している。また、「<sup>〔一〕</sup>ないし<sup>〔二〕</sup>と積読されている部分は、数字というよりは右下がりの線として捉えるべきであり、度数を示した一本線もしくは二本線という理解を示している。鐘江宏之「伊場遺跡出土木簡にみる七世紀の文書木簡利用」(『学習院大学文学部研究年報』五四、二〇〇八年)。

- (48) 八木充「出挙木簡覚書」(『日本古代出土木簡の研究』塙書房、二〇〇九年、初出一九九五年)、三上喜孝註(4)書第Ⅱ部、平川南註(46)書第四章など。
- (49) 平川南・清武雄二・三上喜孝・田中史生「井上業師堂遺跡出土木簡の再検討」(小郡市教育委員会編『上岩田遺跡調査概報』小郡市文化財調査報告書第一四二集、二〇〇〇年)。
- (50) 史料5および後掲史料6の木簡については、註(6)拙著第十一章で詳しく論じた。釈文も私見によって一部改めた。
- (51) 椋人については、直木孝次郎「人制の研究」(『日本古代国家の構造』青木書店、一九五八年)参照。
- (52) 田中史生「倭国史と韓国木簡」(鈴木靖民編『日本古代の王権と東アジア』吉川弘文館、二〇一二年)。
- (53) 犬飼隆「森ノ内遺跡出土手紙木簡の書記様態」(『木簡による日本語書記史』2011増訂版)笠間書院、二〇一二年、初出二〇〇五年)。
- (54) 大橋信弥「近江における律令国家成立期の様相」(『淡海文化財論叢』一、二〇〇六年)。
- (55) 田中史生「六世紀の倭・百済関係と渡来人」(辻秀人編『百済と倭国』高志書院、二〇〇八年)、同「王辰爾」(鎌田元一編『古代の人物1 日出づる国の誕生』清文堂出版、二〇〇九年)。
- (56) 笹川尚紀「白猪屯倉・児島屯倉に関する初歩的研究」(新川登亀男・早川万年編『史料としての『日本書紀』』勉誠出版、二〇一一年)。
- (57) 犬飼隆「鳥羽之表」事件の背景」(愛知県立大学文学部論集『国文学科篇』五七、二〇〇九年)。
- (58) 岸俊男「日本における「戸」の源流」(『日本古代籍帳の研究』塙書房、一九七三年、初出一九六四年)。
- (59) 山本崇「オシテフミ考」(奈良文化財研究所編『文化財論叢Ⅳ』奈良文化財研究所学報第九二冊、二〇一二年)。山本論文が指摘するように、曇徴が紙をもたらず以前の段階には、布ないしそれに近い状態の品質の紙が書写材料として使用された可能性は否定できない。
- (60) 岸俊男註(58)論文、角林文雄「木簡を意味する文字について」(『日本古代の政治と経済』吉川弘文館、一九八九年、初出一九七七年)など。
- (61) 尹善泰(朴珉慶訳)「木簡からみた百済泗沘都城の内と外」(朝鮮文化研究所編『韓国出土木簡の世界』雄山閣、二〇〇七年)、国立扶余博物館編『百済木簡』(李鎔賢執筆、林景華訳、二〇〇八年)、李炳鎬(橋本繁訳)「扶余陵山里出土木簡の性格」(『木簡研究』三三、二〇一一年)、田中史生註(52)論文など。以下、陵山里寺址出土木簡の関する四氏の見解は、これらによる。なお、陵山里寺址出土木簡の出典は、国立昌原文化財研究所編『韓国の古代木簡』(二〇〇四年)所載のものとは「韓〇号」と略記号で示し、それ以外のものは「百済木簡」に従い、「陵〇号」と略記号で示す。
- (62) 岸俊男「古代刀剣銘と稲荷山鉄剣銘」(『日本古代文物の研究』塙書房、一九八八年、初出一九八四年)が、「日付+記」という記載の源流を探る試みをする。
- (63) 平川南「正倉院佐波理加盤付属文書の再検討」(『日本歴史』七五〇、二〇一〇年)。
- (64) 橋本繁「近年出土の韓国木簡について」(『木簡研究』三三、二〇一一年)、李成市「羅州伏岩里百済木簡の基礎的研究」(『日本古代の王権と東アジア』前掲註(52))、金聖範(橋本繁訳)「羅州伏岩里遺跡出土百済木簡とその他の文字関連遺物」(『木簡研究』三四、二〇一二年)など参照。
- (65) 三上喜孝「古代東アジア出挙制度試論」(註(4)書所収、初出二〇〇九年)。
- (66) 多くの研究があるが、初期の代表的な研究として、東野治之「『論語』『千字文』と藤原宮木簡」(註(4)書所収、初出一九七六年)、同「平城京出土資料よりみた難波津の歌」(註(32)書所収、初出一九七八年)をあげるにとどめる。
- (67) 三上喜孝「習書木簡からみた文字文化受容の問題」(註(4)書所収、初出二〇〇六年)、館野和己「日本への文字文化の伝来」(『若手支援プログラム(四)』奈良女子大学21世紀COEプログラム報告集vol.8、二〇〇九年)など。
- (68) 橋本繁「金海出土『論語木簡』について」(同「古代朝鮮における『論語』受容再論」ともに『韓国木簡の世界』前掲註(61)など。以下、特に断らないかぎり、橋本氏の見解はこれらによる)。
- (69) ①は東野治之「近年出土の飛鳥京と韓国の木簡」(『日本古代史料学』岩波書店、二〇〇五年、初出二〇〇三年)、②は橋本繁註(68)論文、李成市「新羅の識字教育と『論語』」(高田時雄編『漢字文化三千年』臨川書店、二〇〇九年)など。
- (70) 富谷至「書記官への道」(『文書行政の漢帝国』(名古屋大学出版会、二〇一〇年、初出二〇〇九年)、同「視角木簡への展望」(角谷常子編『東アジアの簡牘と社会』中国政法大学法律古籍整理研究所・奈良大学簡牘研究会・中国法律史学会古代法律文献専門委員会、二〇一二年)。
- (71) 李成市「韓国出土木簡と東アジア世界論」(角谷常子編『東アジア木簡学のために』汲古書院、二〇一四年)。
- (72) なお、李成市註(71)論文によれば、かつては③説をとっていた橋本繁氏も、「韓国出土『論語』木簡の形態と用途」(金慶浩・李吟昊編『『論語』と東アジア』成均館大学校出版部、二〇一二年、ハンゲル語)では、『論語』の暗唱や習書は、実用性よりは『論語』の象徴性が重視されていたことから、書写された文字そのものが呪術的な意味をもっており、新羅の小京や郡の学校における積奠のような儀礼で使用されたという新たな解釈を示しているとのことである。
- (73) 奈良文化財研究所編『飛鳥藤原京木簡一(解説)』(二〇〇七年)二四六号木簡解説。

- (74) 多田伊織「観音寺遺跡出土『論語』木簡の位相」(『観音寺遺跡Ⅰ(観音寺遺跡木簡篇)』前掲註(24))。
- (75) 渡辺晃宏「平城京一三〇〇年「全検証」(柏書房、二〇一〇年)二九―三二頁、馬場基「木簡の作法と100年の理由」(奈良文化財研究所・大韓民国国立文化財研究所編『日韓文化財論集Ⅱ』奈良文化財研究所学報第八七冊、二〇一一年)など。
- (76) 吉川聡註(43)論文。
- (77) 馬場基註(75)論文。
- (78) 館野和己註(29)論文。以下、本節における館野氏の見解はこれによる。
- (79) 關尾史郎「高昌国上奏文書管窺」(池田温編『日中律令制の諸相』東方書店、二〇〇二年)。なお、關尾氏はこうした見解を導くにあたり、杉本一樹論文から示教を受けたと記しており、本稿でも杉本論文に多く学んだ。杉本一樹「日本古代文書の研究」(吉川弘文館、二〇〇一年)。
- (80) 渡辺晃宏「木簡から万葉の世紀を読む」(『高岡市万葉歴史館叢書20 奈良時代の歌びと』二〇〇八年)、同「木簡の世紀以前」(『推論機能を有する木簡など出土文字資料の文字自動認識システムの開発』平成15年度〜平成19年度科学研究費補助金基盤研究(S)成果報告書、二〇〇八年)、同「日本における文書木簡の成立と展開」(『東アジアの簡牘と社会』前掲註(70))など。以下、渡辺氏の見解はこれらによる。
- (81) 東野治之註(3)論文、同註(37)論文。以下、本節における東野氏の見解はこれらによる。
- (82) 大化改新の評価をめぐることは、実に多くの研究がある。現在までの研究状況と私見については、拙稿「大化改新と改革の実像」(『岩波講座日本歴史2 古代2』岩波書店、二〇一四年)で概要を述べているので、参照されたい。
- (83) 山本崇註(59)論文。以下、山本氏の見解はこれによる。
- (84) 藤原京跡左京七条一坊出土木簡の基本的性格は、註(6)拙著第五・六章で詳細な検討を加えた。
- (85) 東野治之註(69)論文。
- (86) 鐘江宏之「口頭伝達と文書・記録」(上原真人他編『列島の古代史6 言語と文字』岩波書店、二〇〇六年)。
- (87) 東野治之「飛鳥時代木簡と上代語」(『橿原考古学研究所論集第一五』八木書店、二〇〇八年)。東野氏による訓読とは別に、「己卯年八月十七日、白し奉る経のこと。観世音経十卷、記し白すなり」、「己卯年八月十七日白す、奉る経の観世音経十卷を記し白すなり」の二案も考えられる。
- (88) 吉川真司「飛鳥池木簡の再検討」(『木簡研究』二三、二〇〇一年)。
- (89) 奈良文化財研究所飛鳥資料館編『木簡黎明』(二〇一〇年)木簡136解説。
- (90) 註(6)拙著第十一章では、大橋信弥「十里遺跡出土の天武朝木簡について」(『古  
代豪族と渡来人』吉川弘文館、二〇〇四年、初出二〇〇二年)を批判的に検討して、「宮大夫勾連渚と相謀り賜りて即ち下せ」という訓読案を示し、「宮大夫勾連渚と相談の上、某人(木簡に記載されず)相謀り賜りて即ち下せ」という意味だと考えたことがある。新たな釈読を踏まえ、「宮大夫勾連と相謀り賜りて即ち下せ」と釈読を改めたいが、その意味するところは今後慎重に考え直してみたい。新たな釈読を踏まえて④を検討した、雨森智美「釈文の訂正と追加 滋賀・十里遺跡」(『木簡研究』三三、二〇一一年)も参照のこと。
- (91) ただし、問題の木簡が一点ある。藤原宮跡出土の「符処々塞職等」と記された木簡である(藤「13」号)。「塞職」という浄御原令官制を思わせる官職名が記されており、七世紀末の木簡となる可能性は否定できない。しかし、本木簡が出土した遺構からは、八世紀初頭の木簡も出土している。大宝公式令にもとづく「符」とは、所管官司から被管官司に下す際に使用される文書様式である。だが本木簡の場合、上級者(上級機関)による「おおす」という行為を「符」と表記したにすぎないのではないか。
- (92) 早川庄八「公式様文書と文書木簡」(『日本古代の文書と典籍』吉川弘文館、一九九七年、初出一九八五年)など。
- (93) 拙稿「日本古代木簡の視角機能」(註(71)書所収)。
- (94) 三上喜孝註(4)論文。
- (95) 鐘江宏之「日本の歴史3 律令国家と万葉びと」(小学館、二〇〇八年)、同「藤原京造営期の日本における外来知識の摂取と内政方針」(鐘江宏之・鶴間和幸編『東アジア海をめぐる交流の歴史的展開』東方書店、二〇一〇年)など。
- (96) 東野治之「日出処・日本ワークワーク」(『遣唐使と正倉院』岩波書店、一九九二年、初出一九九一年)。
- (大阪大学大学院文学研究科、国立歴史民俗博物館共同研究員)  
(二〇一四年一月七日受付、二〇一四年五月二六日審査終了)

## The Dawn of Ancient Japanese Wooden Tablets

ICHI Hiroki

Through a reexamination of some of Japan's oldest wooden tablets, a reinterpretation of the writing in sumi ink on the supplementary material of the pedestal of the Shaka Triad enshrined in the Kon-do (Main Hall) of Horyu-ji Temple, and a comparison with Baekje wooden tablets, this study examines the start and development of use of wooden tablets in the Japanese Islands and draws the following conclusions.

(1) As suggested by the legends of Wani (Wang In) and Oh Jin-ni, wooden tablets were introduced to the Japanese Islands at earliest in the fifth century or at latest in the latter half of the sixth century by immigrants from Baekje and other parts of the Korean Peninsula. Though there is no supporting evidence, putting all accounts together, including the articles of *Nihon Shoki* (*the Chronicle of Japan*), it can be deduced that the use of wooden tablets was limited to the area in and around the imperial capital, miyake (imperial-controlled territories), and regional hubs. It is considered that at that time, wooden tablets for record purposes were adopted ahead of others. They were used mainly for management of people and goods, in particular when verbal communication was unavailable.

(2) Around in the 640s, the use of wooden tablets spread to some degree. Their existence is corroborated by excavation research. Still, as a rule, the use was limited to the imperial capital and its surroundings, such as Asuka and Naniwa. Not only was the use geographically confined but also the number of wooden tablets excavated from that time is limited. Nevertheless, there is an important finding that various kinds of wooden tablets were used in their early stages, such as document, record, shipping label, tag, writing practice, and other wooden tablets. A close examination into the content of wooden tablets reveals that compared to later use, many wooden tablets were free from typical document styles and used in rather special circumstances. This means that there were fewer occasions to use wooden tablets in everyday administration at that time than later.

(3) The Tenmu period (672-686) saw an explosive increase in the use of wooden tablets. Especially, wooden tablets dated using imperial year names appeared consecutively after 675 (Tenmu 4). Moreover, wooden tablets were excavated not only from sites in and around the imperial capital but also in other provinces. With regard to the type and content of wooden tablets, the use of shipping labels multiplied dramatically, and document wooden tablets to report to higher officials, such as

---

zenpaku mokkan, were often used. In addition, wooden tablets were also frequently used for record and writing practice purposes. In contrast, document wooden tablets to give directions to subordinates were rarely produced. There was a historical background behind this remarkable development of the wooden tablet culture; with the establishment of the ritsuryo nation of Japan, the imperial government expanded its territory and document administration system to rural areas. From the Tenmu period to the Jito period (687-697), when it had no diplomatic relationship with China (the Tang Dynasty), Japan promoted nation building through direct interchanges with Silla and full use of knowledge of migrant descendants and Baekje exiles. Therefore, the wooden tablets produced at that time were significantly affected by Korean wooden tablets.

(4) In 701 (Taiho 1), a mission to the Tang Dynasty was arranged for the first time in the past three decades (the dispatch was postponed one year due to bad weather), Taiho Ritsuryo (the Code of Taiho) was formulated and put in effect, and the use of the original era name, Taiho, started. Japan was more inclined to learn the latest system at that time directly from China rather than learn old Chinese systems through the Korean Peninsula. At the same time, Japan started to imitate the description, document style, and calligraphy manner of wooden tablets of the Tang Dynasty, and the influence of the Korean Peninsula was weakening.

Key words: Japan's oldest wooden tablets, Horyu-ji Kon-do Shaka Triad pedestal inscription, Baekje wooden tablets